

福岡医発第1532号(地)

平成30年 8月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策等について

本年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、政府は「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、今般、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、公表された旨、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より日本医師会を通じて別添のとおり周知方依頼がありました。

本緊急対策は、国、自治体、関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向けた取り組みを進めるものです。

また、児童相談所の児童虐待対応の強化を図るため、児童相談所における専門人材の確保等についても併せて協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ92)

平成30年7月27日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

平 川 俊 夫

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策等について

本年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、政府は「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、今般、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、公表されました。

本緊急対策を受けて、別添のとおり厚生労働省子ども家庭局より自治体宛に通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本緊急対策は、国、自治体、関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向けた取り組みを進めるものであります。

また、児童相談所の児童虐待対応の強化を図るため、児童相談所における専門人材の確保等について協力依頼がありましたので、併せてお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 20 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、別添のとおり「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が公表されたところです。

本緊急対策を受けて、自治体宛に下記通知を発出いたしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

併せて、貴会会員に対し広く周知いただきますようお願い申し上げます。

記

(通知等一覧)

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）
- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」（平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局長通知）
- 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知）
- 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知）
- 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

平成 30 年 7 月 20 日
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

児童相談所への児童虐待相談対応件数は 2016 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととした。

子どもを守るため、子どもの安全確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく介入することや、子育て支援・家族支援の観点から、早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取組を、地域の関係機関が、役割分担をしながら、確実かつ迅速に行う。これにより、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す。

本対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルール of 徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。また、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進める。

さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示す。

なお、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。また、目黒区の事案の検証を踏まえて必要な対策については、これらの対策に別途追加して取り組む。

《緊急に実施する重点対策》

※項目名の最後の括弧書きは、児童虐待防止のための総合対策における該当の項目名を表す。

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

(「3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」)

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを以下のとおり見直し、全国ルールとして徹底する。
 - ① 全ケースについて、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷、ネグレクト、性的虐待等の事案等であることなど）を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること
 - ② 緊急性が高い場合には、対面等により引継ぎを行うことを原則とすること（移管先及び移管元の児童相談所が共同で家庭訪問をすること、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議に出席すること等を含む。）
 - ③ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助を継続すること

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

(「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」)

- 「虐待通告受理後、原則 48 時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え、立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして徹底する。
 - ・子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

(「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」)

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底する。
 - ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 - ② 通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
 - ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報なお、情報共有の在り方については、引き続き各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

（「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」）

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底する。
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施すること
 - ・一時保護等の措置の解除及び家庭復帰の判断に際して、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて、客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行うとともに、進捗状況を関係機関と共有し、リスクが高まった場合には、躊躇なく再度一時保護等を行うなど、適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

（「2 児童虐待の早期発見・早期対応」）

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末までに市町村において緊急的に把握する。
- 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公表する。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定

（「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」）

- 2016年度から2019年度までを期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

《児童虐待防止のための総合対策》

上記緊急対策に加え、以下の総合的な対策を講じる。

1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化

○児童相談所における専門性強化の取組促進

- ・平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。
- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あわせて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- ・専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。
- ・児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進

- ・児童相談所内における業務分担、地域における市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方などについて、平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
- ・保護者指導に関する業務や一時保護中の教育など、民間委託や児童相談所OB等の知識経験を有する者の活用により効果的に行うことが期待される業務について、補助要件を明確化し、民間委託等を推進するなど、より効果的に実施する。
- ・面前DVに関する警察等からの通告に関し、児童相談所においてケースの重篤度や緊急度に応じて振り分けし、それに基づき児童相談所・市町村が役割分担して安全確認等を行うことを明確化する。

○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

- ・中核市・特別区において、適切な人材確保、都道府県との調整等が円滑に行えるよう、財政面・制度面における国の支援策について、あらゆる機会を通じて周知し、児童相談所の設置に向けた働きかけを行う。

○適切な一時保護の実施

- ・必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取組を進める。

- ・一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、環境整備を進める。
- ・一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組について、ガイドラインを作成する等により進める。

○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化

- ・子ども家庭総合支援拠点の補助要件を見直し、設置を促進するとともに、児童相談所等に市町村を支援するための職員を配置するなどの取組を行い、市町村職員の専門性強化を進める。
- ・市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担などを整理するとともに、先行事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアル等を年度内に作成する。

○子どもの権利擁護の仕組みの構築

- ・都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。
- ・親権を行う者のいない子どもの権利擁護を図るため、未成年後見制度の適切な活用を進める。

○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

- ・平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、改正児童福祉法の施行（2017 年 4 月）後 2 年以内に、支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 児童虐待の早期発見・早期対応

○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進

- ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等のうち虐待リスクのあるケースについて、要保護児童対策地域協議会での情報共有や、養育支援訪問事業の活用等により、支援の強化を図る。

- ・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- ・就学時健診において、虐待リスクのチェックリストを活用すること等により、虐待リスクのある子どもを把握した際には、市町村の児童虐待対応の担当部署等に情報提供することについて、教育委員会へ速やかに周知する。

○支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・ハイリスクな妊婦が、産婦人科受診を含め、早期に必要な支援を受けられるよう、妊婦に寄り添った取組を進める。
- ・産科医療機関、助産所、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設等におけるモデル事業（産前・産後母子支援事業）の実施により得られた成果を踏まえつつ、支援を必要とする妊婦に対し、妊娠に関する相談、出産後の生活・就労相談、住居支援、必要に応じた特別養子縁組の支援など、産前・産後を通じた支援の体制を強化する。

○相談窓口の設置促進等

- ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。

○相談窓口等の周知・啓発の推進等

- ・「日齢0日児」での死亡事案では、若年妊娠等の予期しない妊娠や、相談窓口につながっていないケースが多いことを踏まえ、予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口について、インターネット等を活用し、速やかに周知する。
- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、インターネットや政府広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、接続率の向上や利便性の向上に取り組む。
- ・全国の法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」や小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」をはじめとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。また、人権擁護委員は、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。
- ・行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な育児が行われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育児が推進されるよう、啓発資料「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」を乳幼児健診の場や学校（幼稚園を含む。以下同じ。）、

保育所等において配布などを行う。また、児童虐待防止に関するポスターの掲示などにより、周知・啓発を進める。

○在宅支援サービスの充実

- ・孤立した育児によって虐待につながることをないように、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。

○障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども（その疑いのある子どもを含む。）のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

○児童虐待に関する研修の充実

- ・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修の実施を促進する。

○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止を図るための体制強化を図る。
- ・少年院や保護観察所において、少年院在院者や保護観察対象者の被虐待経験等を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む。

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。

- ・ 通告受理後、原則 48 時間以内に市町村等において、安全確認ができない場合には、速やかに児童相談所への送致等を行う。

○ICTの活用による情報共有の手法の効率化

- ・ 転居に伴い居所不明となったケースの児童相談所間における情報共有について、メーリングリストを活用することにより効率化を図る。
- ・ ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方や、集約した情報から事案の緊急性をAIを活用して判断する仕組みなどについて研究を進める。

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

○児童相談所と警察の連携の強化

- ・ 児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、法的対応体制を強化するとともに、警察職員や警察OBの職員配置を進めることにより、児童虐待への対応力の向上を図る。
- ・ 警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の向上に取り組む。
- ・ 児童相談所と警察が、ケース検討や訓練などの合同研修等を実施して、連携を強化する。

○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

- ・ 要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うことについて、速やかに周知徹底する。
- ・ 学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けるなど、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を促進する。

○要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進

- ・ 要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

○協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進

- ・ 子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。

○医療を必要とする子どもの保護の体制強化

- ・医療を必要とする子どもがより適切な環境で生活を送ることができるよう、①退院可能な子どもに対し、速やかに適切な支援を提供するため、児童相談所と医療機関、児童養護施設等との調整機能の強化、②退院後の受け皿確保、③心身の状況により入院が長期化せざるを得ない子どもの付き添い職員の配置等の取組を進める。

○医療機関における児童虐待対応体制の整備

- ・小児科医をはじめとした医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。
- ・中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターを配置し、医療機関に対する研修、助言等を行い、児童虐待対応体制の整備を図る。
- ・平成 30 年度診療報酬改定において、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携等を評価した入退院支援加算の対象に、虐待を受けている又はその疑いのある患者を追加したところである。改定の効果等を調査・検証しつつ、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携の推進が図られるよう引き続き検討していく。

○生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

- ・市等福祉事務所設置自治体の行う生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、以下のとおり緊密な連携を図る。
 - ①生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
 - ②児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口連絡すること
- ・離婚等のライフイベントの変化にも適切に対応した支援が行われるよう、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭のための相談窓口のワンストップ化を進めるほか、ひとり親家庭に対し、就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子どもの学習支援等の総合的な支援を着実に実施する。
- ・養育に支援が必要な家庭の把握に当たり、子ども食堂などの地域における活動との連携を図る。

5 適切な司法関与の実施

○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第 28 条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開することなどにより、保護者支援を進める。
- ・任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制の強化を進める。（再掲）
- ・このような体制強化を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第 28 条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進

- ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020 年度から 10 年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。

○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進

- ・「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」に基づき、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、早急に取り組む。
- ・児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置する。（再掲）
- ・インターネットや政府広報等を活用した里親制度に関する周知・広報に積極的に取り組む。
- ・里親に委託された子どもの保育所の優先利用により里親委託の推進を図る。

○児童養護施設等における家庭的養育の推進

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進する。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン） 骨子

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

I 児童相談所の体制強化

1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン（2016年度～2019年度）：550人程度の増

※ 2017年度配置実績：3,253人

（1）業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 具体的には現行の配置標準が、児童福祉司一人当たり業務量が、虐待相談が、40ケース相当となるよう設定されていることを見直し、児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、虐待相談40ケース相当となるよう設定。
- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

（2）地域における相談体制強化のための増員

- 家庭養育を推進するため、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。
- 市町村が行う相談支援体制を強化するため、地域ごとに児童相談所と市町村が連携体制を強化するとともに、児童相談所が専門的な観点から助言・支援を行うことができるよう、児童福祉司を配置する。

2 児童心理司の増員

- 1に記載した児童福祉司の増員に応じて児童心理司を増員する。

3 保健師の増員

- 保健師について、児童相談所当たり一人配置する。
 - ※ 児童福祉法上は、「医師又は保健師」を児童相談所へ配置することとなっており、医師の配置については児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

4 弁護士の配置等

- 弁護士については、児童福祉法上、「弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う」こととされており、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化のため、児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

5 一時保護所

- 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

Ⅱ 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

子 発 0720 第 2 号
平成 30 年 7 月 20 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{児童相談所設置市市長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成 28 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示したように、本年 3 月に東京都目黒区で発生した 5 歳（当時）女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、今後の方向性について、関係府省庁と共有し、政府一体となって児童虐待防止対策に取り組むため、6 月 15 日「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催された。

この会議において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

緊急総合対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、「緊急に実施する重点対策」として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や子どもの安全確認を早急に行うとともに、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制・専門性強化のため、「児童相談所強化プラン」を見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定することとしている。

さらに「児童虐待防止のための総合対策」として、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保などに取り組むこととしている。

これを受け、緊急総合対策に基づき、直ちにに取り組む事項について、下記のとおり「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）の改正等を行うこととしたので、その内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

緊急総合対策のうち、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、必要な措置を講じることとしている。また、目黒区の児童虐待事案の検証を踏まえて必要な対策については、追加して取り組むこととしている。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅰ関係）

児童相談所が児童虐待相談対応を行っている子どもが転居した場合には、転居元の児童相談所と転居先の児童相談所が当該事案を適切に引き継ぎ、適切な支援が継続して行われることが重要である。

このため、子どもが転居した場合の児童相談所間の引継ぎの取扱いについて以下のとおり見直すこととしたこと。

- ① 移管元の児童相談所が支援を行っている全てのケースをケース移管の対象とするとともに、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（以下「リスクアセスメントシート」という。）等による緊急性の判断の結果を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること
- ② 緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する、移管元の児

童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席するなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。

- ③ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とすること。また、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。

〔 別添 1 「児童相談所運営指針の改正について」(平成 30 年 7 月 20 日付
け子発 0720 第 3 号厚生労働省子ども家庭局長通知) 別添第 3 章第 2 節
参照 〕

2. 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底(緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅱ関係)

通告を受けた児童虐待事案については、子どもの安全確認を確実かつ早急に実施することが何よりも重要である。

このため、通告受理後、原則 48 時間以内に子どもを直接目視することにより行うとされている安全確認について、当該時間内に行うことができない場合には、立入調査を実施することとしたこと。その際には、必要に応じて警察への援助要請を行うこととしたこと。

〔 別添 1 「児童相談所運営指針の改正について」 別添第 3 章第 3 節参照 〕

3. 児童相談所と警察の情報共有の強化(緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅲ関係)

児童虐待への対応については、児童相談所及び市町村が子どもの生命・身体を保護を責務とする警察との間で緊密な連携を図ることが重要である。

このため、児童相談所及び市町村は、警察との間で以下の情報は必ず共有することとしたこと。

- ① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- ② 児童相談所が通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

このほか、警察からの照会への対応、警察から通告された事案等に関する情報提供、警察職員や警察 OB の児童相談所への配置や児童相談所と警察の合同研修等を通じて児童相談所と警察との連携強化を図ること。

〔 別添 2 「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」(平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 2 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知) 参照 〕

4. 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除(緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅳ関係)

一時保護や施設入所等の措置の実施や解除に当たっては、子どもの安全確保を最優先とする必要がある。

このため、

- ① 一時保護の決定に当たっては、「リスクアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うものとする
- ② 一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰を検討する際には、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容について定めた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)別表において示している「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を活用し、客観的にアセスメントした上で、解除の決定を行うこと
- ③ 一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰した後は、児童福祉司指導や継続指導を行うほか、要保護児童対策地域協議会を活用するなどにより、地域の関係機関が連携、役割分担をしながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係機関と共有すること。リスクが高まった場合には、関係機関と連携の上、速やかに安全確認を行い、躊躇なく再度一時保護を行うなど、適切に対応すること

としたこと。

〔 別添 1 「児童相談所運営指針の改正について」別添第 5 章参照 〕

5. 乳幼児健診未受診者等の緊急把握(緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅲ関係)

乳幼児健康診査未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関において安全確認ができていない子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、そうした子どもの情報について市町村において本年 9 月末までに緊急的に把握し、速やかに子どもを目視すること等により安全確認を行うとともに、確認結果について、要保護児童対策地域協議会において共有することとしたこと。また、市町村における緊急把握の実施状況については、厚生労働省が 12 月に報告を求め、取りまと

めて公表すること。

〔別添 3 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）」（平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 3 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）参照〕

6. 児童相談所における専門性強化の取組促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」1 の 1 つ目の○関係）

児童虐待防止対策を進めていくためには、児童虐待に対する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められている。このため、児童相談所の体制、専門性の強化に向けた取組が促進されるよう、児童相談所における職員の専門性確保の重要性、義務化された研修や民間等で実施されている全国研修、研修実施等の際に活用可能な予算制度等について整理し、周知を図ることとしたこと。

〔別添 4 「児童相談所等における専門性強化の取組促進について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子発 0720 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照〕

あわせて、専門職団体等に対して、児童相談所の専門人材の確保への協力、支援の働きかけを依頼することとしたこと。

〔別添 5 「児童相談所における専門人材の確保等について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子発 0720 第 5 号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照〕

また、児童心理司の任用資格については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 3 第 6 項第 1 号において、医師若しくはこれに準ずる者又は大学において心理学を専修する学科等を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者とされているところ、児童相談所運営指針において、「公認心理師となる資格を有する者」等が該当することを明確化することとしたこと。

〔別添 1 「児童相談所運営指針の改正について」別添第 2 章第 5 節参照〕

7. 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」1 の 3 つ目の○関係）

児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）により、東京都の特別区に

においても政令による指定を受けて児童相談所を設置できるとされたところであり、児童相談所設置自治体の拡大を図るため、中核市・特別区は児童相談所設置に向けた検討を進めることを、都道府県等には市区と児童相談所設置に向けた協議を実施することを改めて依頼することとしたこと。

別添 6 「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）」（平成 30 年 7 月 20 日付け子発 0720 第 6 号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照

8. 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」2 の 1 つ目の○関係）

合理的な理由なく乳幼児健康診査等を受診していない家庭は虐待発生リスクが高いことから、母子保健部署、教育委員会と連携した支援を行う必要があること、及び支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際の留意点（引継・安全確認等）について周知を図ることとしたこと。

別添 7 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 5 号、子母発 0720 第 3 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）参照

また、病院、児童福祉施設、学校等が要支援児童等を把握した場合の市町村への情報提供に関して、教育委員会が実施する就学時健診や学校生活全般を通じた健康観察において、要支援児童等と思われる者を把握した場合の留意点について、周知を行うこととすること。

別添 8 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子家発 0720 第 4 号、子母発 0720 第 4 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）参照

さらに、子育て世代包括支援センターを含めた市町村の母子保健部門においては、母子保健施策が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意して、乳幼児健診や妊婦健診の未受診者に対し、受診勧奨を行うことを含め、妊娠期からの切れ目ない支援を行う旨を市町村に対し周知を図ることとしたこと。

別添 9 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子母発 0720 第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）参照

9. 相談窓口等の設置促進、周知・啓発の推進等（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」2の3つ目及び4つ目の○関係）

子育て世代包括支援センターの設置促進や、女性健康支援センター等の妊娠等に関する相談窓口の設置や周知の在り方について、市町村に対して改めて通知することとしたこと。

別添9「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成30年7月20日付け子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）参照

また、教育・保育施設において、体罰によらない育児を推進するための啓発資料「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」等を活用し、①子どもの保護者等と接する機会を捉えた、当該保護者等に対する意識啓発、②虐待等に関する職員の理解の促進、③虐待等の未然防止及び適切な対応に向けた、関係機関との連携等の取組の検討等が行われるよう、関係市町村に対して周知を図ることとしたこと。

別添10「体罰によらない育児を推進するための啓発資料について」（平成30年6月28日付け事務連絡内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室）参照

10. 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」3の1つ目の○関係）

市町村が支援を行っている家庭が他の自治体に転居した場合において、自治体間の危機感の認識の差をなくすため、移管元市町村の支援方針の継続、必要に応じて児童相談所の同席の下での引継ぎ、48時間以内に安全確認できなかった場合の児童相談所へ送致等について、取扱いを明確化し、周知を図ることとしたこと。

別添11「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）について」（平成30年7月20日付け子発0720第7号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照

11. 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」4の2つ目の○関係）

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4の規

定に基づき、市町村又は児童相談所からの求めに応じて学校、保育所が要保護児童の欠席状況等に関して定期的に情報提供を行うことに関して、市町村又は児童相談所が情報提供を求める先に認定こども園及び認可外保育施設（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設）を追加することとしたこと。

別添 12「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け府子本第 760 号、30 文科初第 601 号、子発 0720 第 8 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）参照

12. 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第 28 条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」5 の 1 つ目の○関係）

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 69 号）により導入された家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みについて、在宅での養育環境の改善にも資することから、活用するよう改めて周知を行うこととしたこと。

別添 13「児童福祉法第 28 条に基づく審判前の勧告等について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子発 0720 第 9 号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照

また、平成 28 年改正児童福祉法により、都道府県は、児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとされたところであり、日常的に弁護士に相談できるような法的対応体制の強化を進めること。

さらに、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第 28 条措置）や民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の申立て等について、事案に応じて適切な方法を選択すること。特に、親権者による不当に妨げる行為が止まず、親権者の親権を制限する必要がある場合には、事例に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判を請求することを検討すること。

別添 14「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」（平成 24 年 3 月 9 日付け雇児総発 0309 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）参照

13. 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」 6 の 2 つ目の○関係）

保育所等の優先利用に関する基本的考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号、26 文科初第 651 号、雇児初 0910 第 2 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)において、示しているところであるが、里親委託の推進を図るため、里親委託が行われている場合を、優先利用の対象として考えられる事項として加えることとしたこと。

別添 15 「「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正について」(平成 30 年 7 月 20 日付け府子本第 744 号、30 文科初第 611 号、子発 0720 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知) 参照

- 別紙 1 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント
- 別紙 2 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

子家発 0720 第 5 号

子母発 0720 第 3 号

平成 30 年 7 月 20 日

都 道 府 県
指 定 都 市
各 中 核 市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿
保健所設置市
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公印省略）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（公印省略）

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について

児童虐待防止対策の推進に当たって、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられたところである。

今回のような痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、必要な支援策につなげることが重要である。

児童虐待の早期発見・早期対応については、これまで各都道府県・市区町村の

児童福祉・母子保健主管部局長あてに「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により留意点をお示ししているところであるが、今回の痛ましい事件を重く受け止め、改めてこれらの通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、下記の児童虐待の発生予防に係る取組を徹底するようお願いする。

また、都道府県においては管内市区町村及び関係機関に対して周知いただきたい。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであることを申し添える。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 保健・福祉サービスや学校保健を受けていない家庭など虐待発生リスクが高い家庭への対応

乳幼児健康診査、予防接種などの保健・福祉サービスや、就学時の健康診断などの学校保健において、受診勧奨を行っても未受診であるなど合理的理由なく受診しない子どもの家庭（兄弟姉妹が未受診の家庭も含む）については、虐待発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。このため、市区町村の母子保健担当部署及び教育委員会においては、こうした家庭への対応に関し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に基づく、児童虐待担当部署との情報共有、連携した支援について今一度点検・確認を行い、万全の体制を構築するようお願いする。

なお、児童虐待の早期発見の観点から、乳幼児健診の機会に子どもと会えなかった家庭に対して民生児童委員が訪問して子どもを現認し、それでも子どもと会えなかった場合には、保健師等による家庭訪問を継続して、全ての子どもの安全を現認し、必要に応じて、保健相談や子育て支援サービスにつ

なく取組を実施している自治体の事例を（別添３）に添付しているので、こうした取組も参考とされたい。

２ 転居への対応等

- 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、次の点に留意すること
 - ・ 転居の場合、子どもの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険があるため、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこと。さらに、必要に応じて、移管先の児童相談所間に引継ぎ状況の確認を行うこと。
 - ・ 転出元市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、転出先市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。自治体間の危険度の認識の差をなくすため、ケース移管後、少なくとも１か月間は転出元の市町村の支援方針を継続する。１か月を経た時点で、転出先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針の継続・見直しについて検討すること。
- 通告後、48 時間以内に対象となる子どもの目視確認ができず関係機関においても安全確認が行うことができないケースについては、児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号に基づく児童相談所への事案送致を行うこと。

（別添 1）

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

（別添 2）

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

（別添 3）

こどもスマイル 100%プロジェクトの取組（兵庫県明石市）

雇児総発 0611 第1号
雇児母発 0611 第1号
平成25年6月11日

各
都道府県
指定都市
中核市
保健所設置市
特別区

児童福祉・母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長
(公印省略)

母子保健課長
(公印省略)

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本年4月に神奈川県横浜市において、6歳(当時)女兒が虐待を受けて亡くなり、遺棄され、遺体が発見されるという痛ましい事件が発生したところである。

関係自治体が把握している情報などから、本児の家庭及び本児については、

- ・ 本児は就学時の健康診断未受診、また、きょうだいについては乳幼児健康診査が未受診であったこと
- ・ 本児は学齢期に至っても不就学であったこと
- ・ 住民基本台帳に登録されている自治体に居住実態がなく、本児の家庭及び本児の状況把握が困難であったこと

などの特徴が見受けられる。

これらの特徴を有する家庭は、虐待の発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(別添1、平成24年11月30日付雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知。以下「平成24年11月30日付通知」という。)等により留意点等を示しているが、今回の痛ましい事件を重く受け止め、改めてこれらの通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、下

記のとおり、児童虐待の発生予防に係る取組に徹底を期されるようお願いする。併せて、本通知について、管内市町村（特別区も含む。以下同じ。）に対する周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭など、虐待発生のリスクが高い家庭への対応について

乳幼児等を対象とした保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）を受けていない家庭への対応については、平成 24 年 11 月 30 日付通知の 2 及び 4 において、当該家庭の把握及び情報の整理や養育支援を特に必要とする家庭に対する支援に係る留意点を具体的に示している。市町村におかれては、本通知に基づく各保健・福祉サービスの実施機関や市町村の関係部門と児童虐待担当部門との情報共有、要保護児童対策地域協議会における関係機関の情報共有・連携した支援、児童相談所との連携等に係る実施体制について今一度確認し、虐待の発生及び深刻化を予防するための体制の整備を推進されたい。

また、今般の事件の被害女兒については、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条で市町村の教育委員会に実施が義務付けられている就学時の健康診断が未受診であり、就学予定の学校関係者が保護者及び本児と接触できないまま、学齢期を迎えても不就学の状況となっていた。就学時の健康診断未受診の家庭についても、乳幼児健康診査未受診家庭と同様、合理的な理由なく受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭と考えられる。

このため、市町村の教育委員会から児童虐待担当部門に就学時の健康診断未受診の家庭に係る情報提供があった場合は、乳幼児健康診査未受診家庭と同様、平成 24 年 11 月 30 日付通知に準じて、対応に万全を期すようお願いする。

また、この他、虐待発生のリスクとして留意すべきポイントを「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第 8 次報告）の「死亡事例等を防ぐために留意すべきポイント」（別添 2）で示しているところであるが、児童虐待担当部門以外の教育委員会をはじめとした児童の情報を取り扱う部門や要保護児童対策地域協議会の構成機関に対して、改めてこれを周知するなど、虐待の発生リスクが高い家庭の把握について、各関係部門・関係機関の意識向上に努めるとともに、当該家庭を把握した場合は児童虐待担当部門と速やかに情報共有を図るよう働きかけをお願いする。

2. 居住実態が把握できない家庭に関する情報共有について

市町村に住民登録があるにも関わらず居住実態が把握できない家庭の確認方法については、平成 24 年 11 月 30 日付通知の 2（2）において具体的に示しているが、まず、当該家庭が存在すること自体を速やかに把握することが必要である。このため、児童虐

待担当部門以外の教育委員会をはじめとした児童の情報を取り扱う部門に対して、当該家庭の存在を把握した場合にあっては、速やかに児童虐待担当部門と情報共有を図るよう、日頃から働きかけるなどの取組に努められたい。

3. 自治体間の情報交換について

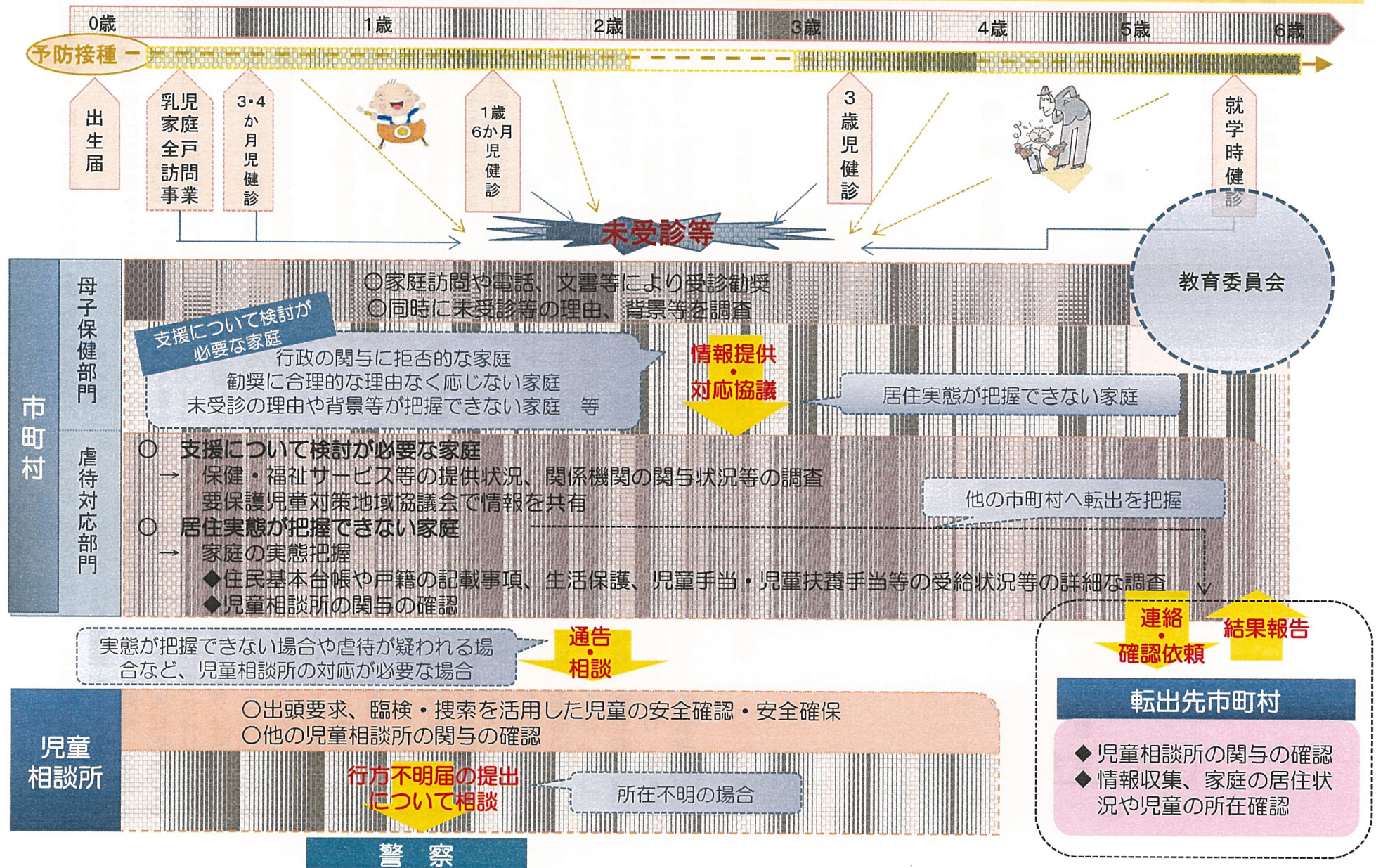
今般の事件の被害女兒は、就学時の健康診断が未受診であり、また、本児のきょうだいは乳幼児健康診査が未受診のまま他の自治体に転出していたが、これらの未受診情報が転出先自治体に伝わっていなかった。

支援中の家庭が他の市町村へ転出したことを把握した場合はもとより、支援に関して検討を要する家庭として情報収集を行っている家庭が他の市町村へ転出したことを把握した場合においても、転出先の市町村へ情報提供を行い、転出先市町村において継続的に対応していくことが必要である。転居家庭に係る自治体間の情報交換等については、平成24年11月30日付通知の2（3）、（4）、4（3）及び5において、具体的留意事項を示しているところであり、改めて留意するとともに、対応に遺漏なきようお願いする。

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の流れ

(参考)

居住実態が把握できない家庭など、虐待発生リスクが高い家庭について市町村の関係部門・関係機関間で速やかな情報共有を図ることが必要



雇児総発 1130 第 1 号
 雇児母発 1130 第 1 号
 平成 24 年 11 月 30 日

各 都 道 府 県
 指 定 都 市
 中 核 市
 保 健 所 設 置 市
 特 別 区
 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、これまでも、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして御尽力いただいていたところである。

しかしながら、依然として児童虐待による死亡事例が発生しており、その中には虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば、死亡に至らなかった可能性がある事例も存在していると考えられる。

このような状況を背景として、先般「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）において、虐待の発生及び深刻化を予防するため、要支援児童や特定妊婦の家庭など、養育支援を特に必要とする家庭への早期からの支援が必要であり、要保護児童対策地域協議会を活用した継続的な支援を行うこと、また、特に乳幼児健康診査等を受けていない家庭等に対応することが重要である旨を示したところである。

今般、市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項について整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内市区町村に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局、総務省自治行政局並びに法務省刑事局及び入国管理局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基

づく技術的助言である。

記

1 趣旨

児童虐待の発生予防のためには、要保護児童(*)の家庭のみならず、養育支援を特に必要とする家庭（要支援児童(*)又は特定妊婦(*)のいる家庭をいう。以下同じ。）についても、要保護児童対策地域協議会を活用し、継続的に状況の把握・分析や支援を行う必要がある。このため、要支援児童及び特定妊婦の把握及び支援の留意点について示すものである。

特に、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていないことについては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第8次報告）において、死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント（以下「留意すべきポイント」という。）として示されている（P69 参照）ほか、乳幼児健康診査等の未受診等の家庭への対応について提言されている。このため、乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスの未受診等の情報を基に養育支援を特に必要とする家庭を把握する方法を示すものである。

なお、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により示している妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備についても引き続き推進されたい。

(*) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項及び第8項）

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

2 要支援児童の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭（兄弟姉妹を含む。）の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。

特に、家庭訪問等による勧奨にもかかわらず、合理的な理由なくこれらを受けない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭として位置づけ、必要に応じ、児童相談所と対応や支援について相談・情報共有を行うなど児童相談所と連携して対応する必要がある。

このため、次のことに留意して対応されたい。

(1) 乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

ア 乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない乳幼児の家庭に対して、それらの実施機関において電話、文書、家庭訪問等により勧奨し、受診等に結びつけるよう努める。

その際、各保健・福祉サービスの実施機関は、未受診等の理由、背景等を調べ、これらの情報から、今後の支援や見守りについて検討が必要と考えられる家庭については、市区町村の児童虐待担当部門（以下「児童虐待担当」という。）に情報提供を行い、対応を協議する。

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に拒否的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

ウ 児童虐待担当においては、これらの家庭を支援につなげるため、当該児童に関する他の保健・福祉サービス等の提供状況、関係機関の関与の状況等の当該児童や家庭に関する情報を整理し、要保護児童対策地域協議会において関係機関でこれらの情報を共有する。

(2) 居住実態が把握できない家庭の確認

ア (1)の対応において居住実態が把握できない家庭については、児童虐待担当は、その所在を把握するため、児童相談所の関与について確認するとともに、住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況などについての関係機関への調査や、住民基本台帳、戸籍等から判明した親族、近隣住民等への調査などにより情報収集を行い、当該家庭の実態の把握に努める。

イ 市区町村は、アの情報収集を行っても実態が把握できない場合や、情報収集の結果、虐待が疑われる場合など、虐待のおそれがあり、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対応を求める。

ウ 児童相談所は、出頭要求や臨検・搜索等の活用を含め、児童の安全確認・安全確保のための対応を行うとともに、必要に応じ、他の児童相談所と連携を図るなどして所在の確認に努める。

また、情報収集や児童相談所の対応の状況から必要があると認められる場合には、児童相談所から所在不明の児童の行方不明者届を提出することについて警察に相談する。

(3) 転出の情報等を把握した場合の対応

ア (2)アの情報収集の過程で、当該家庭が他の市区町村へ転出した旨の情報を得た場合には、転出先と考えられる市区町村に連絡し、当該家庭の居住実態の確認を依頼する。

依頼を受けた市区町村の児童虐待担当では、管轄の児童相談所の関与について確認するとともに、(2)アと同様の情報収集を行い、当該家庭の居住状況や児童の所在について確認し、その結果を依頼のあった市区町村の児童虐待担当に連絡する。

転出先と考えられた市区町村で居住実態が確認できなかった場合には、引き続き、依頼元の市区町村において実態把握に努める。

イ また、市区町村は、対象家庭に外国籍の者がいる場合や、対象家庭が外国に出国した旨の情報を得た場合は、必要に応じて、児童福祉法第 25 条の 3 の規定に基づき、照会目的及び根拠法令を明らかにした上で、要保護児童対策地域協議会から東京入国管理局へ当該家庭の出入（帰）国記録等の照会に係る協力を求めることができる。具体的な手続方法については、別添「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」（平成 24 年 6 月法務省入国管理局）等を参照されたい。

なお、出国が確認できた場合でも、里帰り出産などのために一時的に外国に出国していると思われる場合には、帰国後の支援のため引き続き当該家庭の情報を管理する必要があることに留意する。

(4) 住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合の対応

ア 市区町村は、当該市区町村の住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合には、保護者に対し、転居歴、転入の届出をしていない理由などを確認した上で、転出前の市区町村に連絡し、当該児童の成育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴の情報など当該家庭の支援に当たって必要となる情報の提供を受ける。その上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報共有するなどし、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。届出を行わないまま転出入を繰り返す家庭では、虐待発生のリスクが高いと考えられることに特に留意する必要がある。

イ なお、当該市区町村に居住実態がある場合には、住民基本台帳担当部門と連携して適切に転入の届出を行うよう勧奨し、配偶者からの暴力等により、加害者に居住場所を知られることを危惧して届出を躊躇している場合には、暴力被害者等の保護のための住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付の制限措置が講じられる可能性もあることから、住民基本台帳担当部門に相談する。

ウ また、転出前の市区町村で当該家庭に係る(3)の確認作業を行っていた場合には、転出先の市区町村からの連絡を受けてこれを終結させるとともに、転出先の市区町村への情報提供に積極的に協力する。

3 特定妊婦の把握及び情報収集

児童虐待を予防するためには、市区町村が中心となり、妊娠期から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、要保護児童対策地域協議会において特定妊婦として支援対象に位置づけ、出産後の支援の体制を整えておく必要がある。

具体的には、望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在などの妊婦に関する情報が重要であり、これらの情報を妊娠の届出から得た情報、医療機関から提供された情報、妊婦から妊娠・出産や出産後の子育ての相談を受けた関係機関の情報などから把握する。

これらの妊婦について、家庭訪問等により情報収集を行った上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有する。

なお、医療機関との情報共有については、「児童虐待の防止等のための医療機関との

連携強化に関する留意事項について」(平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を参照されたい。

4 養育支援を特に必要とする家庭に対する支援

上記 2 及び 3 により把握した家庭については、要保護児童対策地域協議会において養育支援の必要性や支援の内容を検討する。具体的な支援に当たっては、次のことに留意されたい。

(1) 要支援児童の家庭に対する支援

要支援児童の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、保護者の子育ての負担を軽減するため、定期・不定期の来訪による相談支援等を行うほか、必要に応じ、新生児訪問、養育支援訪問事業を始め、保育所、子育て短期支援事業(ショートステイ)、一時預かり事業などの地域の子育て支援の事業を活用して支援を行う。

児童虐待担当においては、児童虐待の予防の観点から、これらの事業等を活用することを要保護児童対策地域協議会において検討されたい。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関は、要支援児童の家庭に対する支援の状況、行政サービスの提供状況等の情報について一元的、継続的に把握・記録し、要保護児童対策地域協議会における支援に活用する。

(2) 特定妊婦の家庭に対する支援

特定妊婦の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、必要に応じ、妊婦訪問指導や養育支援訪問事業などにより、配偶者・パートナーやその他の家族も含め、出産後の準備、養育方法の指導等を行う。

また、出産後の支援の方針・内容、関係機関の役割分担等について出産前から関係機関で協議し、速やかに支援を開始できるように準備しておく。

さらに、必要に応じ、児童相談所と連携して乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度についても妊婦等に情報提供し、関係機関と必要な対応を検討する。

(3) 支援中の家庭が転居した場合の対応

支援中の家庭が転居した場合には、当該家庭が引き続き支援を受けられるよう、支援をしていた市区町村は、転居先の市区町村に連絡し、支援に必要な情報を提供するなど引継ぎを行う。

転居先の市区町村では、提供を受けた情報を要保護児童対策地域協議会において関係機関で共有し、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。

また、転居先が不明な場合には、2 (2) の対応をとる。

(4) 児童相談所による対応

児童相談所は、要保護児童対策地域協議会を通じて要支援ケースを把握するだけでなく、児童相談所による専門的な対応が必要と考えられる場合や、関係機関から児童相談所の対応を求められた場合などには、児童相談所として積極的に対応する。

5 自治体間の情報交換・共有と守秘義務及び個人情報保護との関係

転居事例の家庭状況やこれまでの支援の経緯を把握するためには、転居前後の自治体が連携して対応することが不可欠であるが、自治体間で個別事例に関する情報交換・共有を行うことが、守秘義務や個人情報保護に関する規定に抵触する可能性があるとの懸念により、自治体間の連携に積極的でない自治体があるとの指摘もある。児童虐待の防止等のために必要かつ相当な範囲で行う自治体間の情報共有については、以下のとおり基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないため、改めてこれに留意し、自治体間で積極的かつ適切な情報交換・共有に取り組まれない。

(1) 自治体職員の守秘義務に係る規定

自治体の職員については、地方公務員法第 34 条において守秘義務が規定されており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となるが、法令に基づく行為など正当な行為である場合には守秘義務違反の罪は成立しない（参考：刑法第 35 条）。

この点、児童虐待の防止等のための自治体間の連携に関しては、児童虐待防止法第 4 条第 1 項において「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が明記されているほか、転居事例の際などに自治体間で情報交換・共有ができることを明確にするため、同法第 13 条の 3 においては、地方公共団体の機関は他の市町村の長等からの求めに応じ、児童虐待の防止等に係る児童、保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供できることが規定されており（参考：児童相談所運営指針第 3 章第 1 節 4 (9)）、このような児童虐待の防止等のための自治体間の情報提供は、法令に基づく行為であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たることから守秘義務違反とはならない。

(2) 自治体職員に関する個人情報保護に係る規定

各自治体において定められている個人情報保護条例においては、個人情報の目的外の使用及び第三者提供が禁止されているが、これらの除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的である。自治体間の児童虐待の防止等に係る情報提供が、各自治体において目的外の第三者提供に当たると解される場合であっても、児童虐待防止法第 13 条の 3 に基づく行為であるため、法令に定めがあるときに該当し、このような除外規定がある場合には条例違反とはならない。

出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項

平成 2 4 年 6 月

法務省入国管理局

平成 2 4 年 7 月 9 日，出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」といいます。）が施行され，これに伴い，外国人登録法が廃止されます。

同日以降の出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項は下記のとおりですので，御協力をお願いします。

記

1 照会窓口等

（1）照会担当窓口

東京入国管理局調査企画部門

（2）照会書の送付先

〒108－8255

東京都港区港南5－5－30

東京入国管理局（出入・登録照会担当）

（注1）封筒の宛先に「出入・登録照会担当」を必ず記載願います。

（注2）郵券を貼り，返送先を明記した返信用封筒を必ず同封願います。

（注3）電話による照会の受付け，回答は一切行っておりません。また，進捗状況に関する問い合わせは業務処理を遅延させる原因となっており，御遠慮願います。

（注4）持ち込みによる照会は受け付けていません。

（3）照会書の宛先

東京入国管理局長

（注）照会の宛先は「調査企画部門（首席入国警備官）」ではなく，必ず「東京入国管理局長」としてください。

（4）照会の対象となる記録等

① 日本人出帰国記録

- ② 外国人出入国記録
- ③ 外国人登録記録
- ④ 外国人登録原票の写し

(注) 外国人登録原票は、改正法の施行後、市区町村から法務省に対し送付されることになっていますが、市区町村から送付があるまでは、外国人登録原票の写しに係る照会に対して回答することはできません。

また、市区町村から送付があった後も、外国人登録原票を抽出するシステムの構築が終了する平成24年末までの期間は、手作業により抽出作業を行う必要があるため、回答まで通常よりも期間を要します。

2 照会に当たっての留意事項

(1) 共通事項

ア 照会者の官職・氏名を記載し、公印を押印した公文書により照会願います。公印が押印されていない文書は返戻させていただいています。次用紙及び添付資料に割印（公印によるもの）のない場合についても同様です。

イ 照会目的及び照会の根拠法令（例：関税法119条第2項）を記載願います。記載されていない文書は返戻させていただいています。

ウ 特に緊急を要する案件については、緊急である旨及びその理由を記載願います。ただし、業務が輻輳している場合等は御要望に応じかねる場合があります。

エ 担当者の氏名（難読氏名についてはふりがなを含む。）及び電話番号（内線番号を含む。）を記載願います。担当者に対し、内容の確認等を行うこともあります。

オ 多数の照会については、小口に分けた上、投函日を分散して照会願います。一度に多数の照会があった場合、他の機関からの照会との関係から、調査着手までに相当の期間を要することがあります。

カ 原則として、「一照会書に一人の人定事項」として願います。やむを得ず、「一照会書に複数の人定事項」として照会する場合は、人定事項に「1, 2」等の項番を付して照会してください。この場合にあっても、一つの照会書に外国人と日本人の対象者が混在していると事務処理が煩雑になるため、区分して照会するよう御協力をお願いします。

(2) 照会事項別の留意事項

ア 日本人出帰国記録

(ア) 照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍及び本籍（判明している場合）

本籍地が不明でも省略することなく、国籍を「日本」と記載してください。

② 氏名（必ずふりがなを付してください。）

判明している場合は、旅券上の英字氏名を記載してください。特に、外国人の配偶者・子である日本人、帰化日本人については、氏名が外国人のラストネーム、ファーストネームになっている場合があります。このような場合、旅券上の英字氏名が判明しないと該当する記録を検索できない場合があります。なお、2008年以降、旅券の氏名についてはヘボン式ローマ字以外の表記（例：サトウを SATOW, ジョージを GEORGE など）が多数見受けられるようになっており、ふりがなのみで照会があった場合、ヘボン式ローマ字以外の表記があった場合は調査が困難ですので、事前に旅券発給事実を確認し、旅券上の英字表記氏名を確認願います。

ふりがなが特定できず、2以上のふりがながある場合、回答を差し控えることがあります。

③ 生年月日（西暦）

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、旅券番号、出帰国年月日、出帰国港等を記載してください。

(イ) 旅券その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

(ウ) 電算入力項目（下記3（1）を参照）について回答し、その回答対象期間は、調査日の過去3年間分及び当年の調査日の前日までの期間とさせていただきます。前記期間をさかのぼる期間の出帰国記録を要する照会する場合には、照会対象期間及びその必要性を具体的に記載願います（例：「税徴収の居住者判定のため必要につき、〇〇年以降の記録が必要」、「国民健康保険加入期間算定のため必要につき、〇〇年以降の記録が必要」）。

イ 外国人出入国記録

(ア) 照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍

判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名も記載してください。

(注1) 外国人に係る電算上の国籍・地域は、通常、直近の在留関係の許可時の国籍・地域に対応しています。入国後、在留関係の申請を行っていない外国人の場合は、入国時に使用した旅券に対応しています。

中国については次のとおりとなります。

中華人民共和国護照 中国

香港SAR旅券 中国(香港)

マカオSAR旅券 中国(その他)

中華民国(台湾)護照 台湾

(注2) 改正法施行前に外国人登録を行い、その後に在留関係の申請を行っていない外国人に係る電算上の国籍・地域は、外国人登録証明書上の国籍表記となります。

この場合、中国については、中国(本土)、中国(香港)、中国(その他)いずれも「中国」となります。また、台湾については、「中国」となるときと、「台湾」となるときがあります。

② 氏名

中国人及び韓国・朝鮮人については英字氏名及び漢字氏名、その他の国籍の外国人については英字氏名を記載してください。

記載方法の例

○ 中国人及び韓国・朝鮮人

姓 名 (Last Name, First Name)

○ その他の国籍の外国人

Last Name, First Name, Middle Name

(注) 2002年4月以降に新規入国した中国人、韓国・朝鮮人の出入国記録については、氏名表記が旅券上の英字氏名のみの場合がありますので、英字氏名を必ず記載してください。

③ 生年月日(西暦)

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、出入国年月日、出入国港、出入国記録番号（E D番号）、在留カード番号、特別永住者証明書番号、旧外国人登録証明書番号を記載してください。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書（一定期間、在留カード等とみなされます。）その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）電算入力項目（下記３（２）を参照）について回答し、その回答対象期間は、調査日の過去２年間分及び当年の調査日の前日までの期間とさせていただきます。前記期間をさかのぼる期間の出入国記録を要する場合には、照会対象期間及びその必要性を具体的に記載願います。

ウ 外国人登録記録

（ア）照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍

判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名も記載してください。

② 氏名

イ（ア）②と同様に記載してください。

③ 生年月日（西暦）

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、外国人登録番号、居住地を記載してください。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）外国人登録記録の電算入力期間は、１９８１年１０月１日から２０１２年７月８日までとなります。また、外国人登録法廃止後は、外国人登録記録は更新されませんので、その点御注意願います。

エ 外国人登録原票の写し

（ア）照会書には上記ウ（ア）と同様の事項を記載願います。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）１９８１年１０月１日以降の記録のみが必要であり、かつ、外国人登録原票上

の写真を必要としない場合には、外国人登録原票の写しを照会するのではなく、上記ウの外国人登録記録のみを照会願います。

(エ) 回答の対象となる外国人登録原票は、最後に作成された外国人登録原票のみとさせていただきます。それ以前の外国人登録原票について、照会書に特段の記載があれば対応させていただきます。

(オ) 平成24年7月9日の外国人登録法の廃止に伴い回収された外国人登録原票又は既に閉鎖されていた外国人登録原票の別、閉鎖年月日、閉鎖理由及び最終登録地を記載願います（判明している場合）。

3 回答事項

電算入力事項等に基づいて回答するため、回答事項は次のとおりとなります。これ以外の事項（例：在留資格、在留期間、在留期限、在留カード若しくは特別永住者証明書の番号、有効期間の満了日又は写真等）については、当該項目及びその回答を必要とする理由について具体的に記載願います。記載にないとき又は必要性が判然としないときは、回答を控えさせていただく場合があります（一部の項目について回答を控えさせていただく場合もあります。）。

(1) 日本人出帰国記録

- ① 氏名（旅券上の英字氏名）
- ② 生年月日（西暦）
- ③ 性別
- ④ 旅券番号
- ⑤ 出帰国年月日
- ⑥ 出帰国港
- ⑦ 出帰国に航空機を利用した場合は、使用航空機便名及び乗降機地

ただし、2001年7月1日から2005年1月3日までの間は記録を取得しておらず回答できません。また、2005年1月4日以後は事前旅客情報システム（A P I S）により航空会社からこれらに係る情報の提供を受けた場合に限り記録されており、その場合に限り回答します。

(2) 外国人出入国記録

- ① 国籍・地域

② 氏名

i 中国人及び韓国・朝鮮人

(i) 改正法施行前に外国人登録を行っている場合 漢字及びカタカナ

(ii) 2002年3月以前に新規入国した場合((i)を除く。) カタカナ

(iii) 2002年4月以降に新規入国した場合((i)を除く。) 英字

ii その他の外国人 英字 (Last Name, First Name, Middle Name の順)

③ 生年月日 (西暦)

④ 性別

⑤ 住居地

⑥ 出入国年月日

⑦ 出入国港

⑧ 出入国に航空機を利用した場合は、使用航空機便名及び乗降機地

ただし、2004年1月1日から2005年1月3日までの間は記録を取得しておらず回答できません。また、2005年1月4日以後は事前旅客情報システム(A P I S)により航空会社からこれらに係る情報の提供を受けた場合に限り記録されており、その場合に限り回答します。

(3) 外国人登録記録

以下の事項に関する外国人登録記録の履歴(外国人登録法廃止以前の情報ですので御注意ください。)を回答します。

① 国籍

② 氏名

i 中国人及び韓国・朝鮮人 漢字及びカタカナ

ii その他の外国人 英字 (Last Name, First Name, Middle Name の順)

③ 生年月日 (西暦)

④ 性別

⑤ 外国人登録番号

⑥ 居住地

⑦ 在留資格

⑧ 在留期限

⑨ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(4) 外国人登録原票の写し

最後に作成された外国人登録原票の両面写し。

4 回答書の内容

回答書の内容は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき管理されている個人のプライバシーに係る情報であり、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりすることのないよう、厳格に取り扱い願います。

FAQ（よくある質問事項とその回答）

Q 1 出入（帰）国記録に使用航空機便名及び乗降機地が記載されていないが。

A 1 日本人出帰国記録については 2001 年 7 月 1 日から，外国人出入国記録については 2004 年 1 月 1 日から，記録の早期取得化のため取得方法が変わり，同情報を電算記録に取り込まなくなりました。また，2005 年 1 月 4 日以降は事前旅客情報システム（A P I S）により航空会社から情報の送信があった場合のみ記録されておりますので留意願います。

Q 2 日本人出帰国記録の旅券番号が本人の所持する旅券番号より 1 桁多いのはなぜか。

A 2 末尾がチェックデジットになっているためです。

Q 3 外国人登録原票の写しの提供は可能か。

A 3 改正法施行後，市区町村に保管されていた外国人登録原票は，法務省に送付されることになりますので，それ以後は提供可能となります。

ただし，市区町村から法務省に外国人登録原票が送付されるまでの間は提供困難であり，また，現在，法務省においてはコンピュータ機器によって外国人登録原票を抽出するシステムの構築を進めていますが，この作業が終了するまでの間（おおむね本年末まで）は，外国人登録原票の抽出を手作業によって行う必要があるため，通常よりも回答に期間を要します。

Q 4 寄港地上陸許可・通過上陸許可は回答記録の範囲になっているか。

A 4 2004 年 1 月 1 日以降であれば，東京入国管理局において回答可能ですが，これ以前の記録については，当該許可を行った地方入国管理官署宛照会願います。

また，在留資格審査・退去強制手続の詳細，退去命令記録等地方入国管理官署限りで保有している記録に関するものについても，当該地方入国管理官署宛問い合わせ願います。

Q 5 中国人や韓国人について，漢字氏名のみで照会した場合の回答はどのようなになるか。

A 5 当該外国人が 2002 年 4 月以降新規入国している場合には，当該出入国記録は回答書

に反映されない場合がありますので、可能な限り英字表記氏名を特定した上で照会願います。

Q 6 中国人や韓国人について、英字氏名のみで照会した場合の回答はどのようなになるか。

A 6 2002 年 4 月以降に新規入国している出入国記録については、全て回答書に反映されますが、それ以前の記録については、反映されません。

Q 7 被疑者が旅券を所持しておらず、その氏名が〈*Last Name*〉, 〈*First Name*〉, 〈*Middle Name*〉のほかに 4 つ目, 5 つ目の氏名が付いている場合は、回答時間は遅くなるか。

A 7 氏名が上述のように 3 つ目までの場合は、最大で 6 通りの組み合わせについて、各記録を検索することとなりますが、更に質問のような場合は、24～60 通りの大量の検索を行う必要がある可能性があり、この場合通常の照会に比べ回答まで相当時間がかかります。

外国人登録原票に係る照会に当たっての留意事項

平成24年8月
法務省入国管理局

本年6月に改正法施行後における出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項についてお知らせしたところですが、これに加えて、特に外国人登録原票に係る照会に当たって御留意いただきたい事項について下記のとおりお知らせします。

記

1 外国人登録原票に含まれる個人情報

外国人登録原票には、旧外国人登録法の規定に基づき、次に掲げる個人情報（外国人登録法廃止前の情報）が含まれています。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 氏名（通称名も含む。ない場合もあります。）
- (4) 出生の年月日
- (5) 男女の別
- (6) 国籍
- (7) 国籍の属する国における住所又は居所
- (8) 出生地
- (9) 職業
- (10) 旅券番号
- (11) 旅券発行の年月日
- (12) 上陸許可の年月日
- (13) 在留の資格
- (14) 在留期間
- (15) 居住地
- (16) 世帯主の氏名
- (17) 世帯主との続柄
- (18) 世帯主である場合には、世帯を構成する者の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄
- (19) 本邦にある父母及び配偶者の氏名、出生の年月日及び国籍
- (20) 勤務所又は事務所の名称及び所在地
- (21) 写真
- (22) 署名

2 外国人登録記録との関係

1981年10月1日から2012年7月8日までの上記（1）から（6）まで及び（13）から（17）までの項目の情報については、外国人登録記録として電算入力されています。

3 特に外国人登録原票に係る照会書において留意いただきたい点

本年6月の「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」においてお知らせ

せしている点に加え、次の点について御留意ください。

外国人登録原票に含まれる個人情報、特に外国人登録記録として電算入力されている項目以外の項目について必要である場合には、その具体的な照会理由及び必要性について照会書に記載してください。当方において、その記載に基づき、提供の適否について、照会の根拠となる法令の趣旨に沿って判断いたします。

4 回答方法

回答項目が少ない場合は、その項目だけ抜き出して回答する方法で回答させていただく場合があります。

また、外国人登録原票の写しを交付する方法で回答させていただく場合であっても、照会書において提供を求められていない項目や、照会書に記載いただいた照会理由及び必要性についての説明では、当方で照会の根拠となる法令の趣旨に沿って検討した結果、その必要性があると判断することができない項目については、その項目についてマスキングした写しを作成し、回答させていただく場合もあります。

子ども虐待による死亡事例等を防ぐために これまでの報告にみられたリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出が遅い
- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 中絶を希望している
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 乳幼児健康診査が未受診である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をしても子どもに会わせない
- 過去に自殺企図がある
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確でない又は適切でない
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が適切に開催されていない又は進行管理ができていない

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

子ども本人に必ず会う

こどもスマイル100%プロジェクトの取組（兵庫県明石市）

（平成26年度から実施）

乳幼児健診時の確認など

- 「こんにちは赤ちゃん事業」による家庭訪問（生後速やかに）
民生児童委員が子どもが生まれたすべての家庭を訪問

➤ 乳幼児健診

健診の種類	受診率（29年度）
4か月児健診	98.5%
1歳6か月児健診	97.5%
3歳児健診	94.6%



この機会に会えない場合は、子どもと接点を持ち得る関係機関（保育所、医療機関、生活福祉課等）と連携し確認



それでも会えない → 平成29年度は250人存在

保健師等による家庭訪問

①保健師が訪問（夜間・休日も）

- ・本プロジェクト実施に伴い保健師数を増
- ・13中学校区に15人を配置（うち1人は未受診家庭対応担当）

②地域の民生児童委員が訪問

- ・保健師が何度行っても不在の場合は近隣の民生児童委員に訪問を依頼



それでも会えない → 平成29年度は1人存在

要対協担当課職員による調査・訪問

- 入国管理局へ出国状況を確認するほか、必要に応じて警察・児相と連携



子どもの健康を100%確認

※なお、現時点で子ども確認のために児童手当の振込手続き停止を行った事例はない

子どもの健康100%確認の意義

- 子どもを確認する = 子ども視点での支援
- 支援を必要とする子どもの早期発見 = 虐待予防
- 個々の状況に寄り添い、継続的な支援へつながる

【健診未受診家庭への訪問後の対応】

訪問の結果、大半の家庭は勧奨に応じて健診を受診。また、養育上の課題が見受けられる場合は、必要な支援につなげている。

➤ 訪問の結果継続的支援につながった人数（29年度）

健診の種類	人数
4か月児健診	7人
1歳6か月児健診	9人
3歳児健診	20人

➤ 支援事例

- ✓ 子どもに発達上の課題が見受けられたため、保健相談対応を継続的に実施
- ✓ 療育が必要な子どもと判断されたため、障害児通所サービスにつなげる
- ✓ 在留資格が切れていた外国人家庭であったため、関係機関につなげる

このほか、子育て世代包括支援センターにおいて**妊婦全数面接**も実施（担当保健師等6名配置）。

来所できない方に対しては家庭訪問で対応。

子家発 0720 第 4 号
子母発 0720 第 4 号
平成 30 年 7 月 20 日

都 道 府 県
指 定 都 市
各 中 核 市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿
保健所設置市
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（公印省略）

「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 の 5 の規定に基づき、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等（特定妊婦を含む）と思われる者を把握した場合の市町村への情報提供に関する取扱いについては、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 2 号、雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に基づき、その取組を推進していただいているところであるが、今般、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられたことから、別添新旧対照表のとおり一部改正し、本日から適用することとしたので御了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いします。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであることを申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

新旧対照表

「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

改正後	改正前
前文 （略） 1・2 （略） 3 各個別分野の留意事項 （1）市町村 ① 母子保健所管部局 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。 ア （略） イ 乳幼児健康診査では、<u>疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。</u> ウ・エ （略） ②・③ （略） ④ 教育委員会 各市町村の教育委員会は、各学校を通じ、<u>要支援児童等と思われる者を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場</u>	前文 （略） 1・2 （略） 3 各個別分野の留意事項 （1）市町村 ① 母子保健所管部局 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。 ア （略） イ 乳幼児健康診査では、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。 ウ・エ （略） ②・③ （略） ④ <u>教育委員会事務局</u> 各市町村の<u>教育委員会事務局</u>には、<u>学校に対する専門的な指導を行う指導主事が配置されている場合もあり、教育課程、学</u>

合には、以下のことに留意して、適切に対応すること。

また、各市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に基づき、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断（以下「就学時健診」という。）を行わなければならないこととされている。

就学時健診では、低栄養などの栄養状態、外傷・火傷の痕跡、むし歯治療の放置、子どもの行動・態度などから、子どもの心身の問題を把握しやすいことから、要支援児童等を把握した場合は、以下のことに留意して、適切に対応すること。

ア 学校が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、学校から当該児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 就学時健診を通じて要支援児童等と思われる者を把握するに当たっては、主に別表 2 を参考にすること。就学時健診で当該児童を把握した場合には、必要な支援につなげるために、関係部局に情報提供を行うこと。

ウ 関係部局への情報提供の際は、当該要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

エ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供を行うこと。

また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規

習指導その他学校教育に関する事項の指導に当たっている。教育委員会事務局は、各学校から指導主事への様々な相談や指導依頼を通じ、要支援児童等を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場合には、以下のことに留意して、適切に対応するよう指導すること。

ア 主に別表 3 を参考に、学校が要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、学校から要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である旨を指導すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供を行うよう指導すること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規

定に抵触するものではないことに留意されたい。

オ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

⑤ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 学校

① (略)

② 小学校及び中学校等

学校は、学級担任や養護教諭を中心に行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことで、子どもの心身の健康状態を把握する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 関係部局への情報提供の際は、要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないこと

定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

⑤ (略)

(2)～(4) (略)

(5) 学校

① (略)

② 小学校及び中学校等

学校及び学校の教職員等は、子ども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子ども虐待の早期発見・早期対応に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないこ

に留意されたい。

エ～カ (略)

(6)・(7) (略)

別表 1～3 (略)

別添 1・2 (略)

参考資料 1～3 (略)

とに留意されたい。

エ～カ (略)

(6)・(7) (略)

別表 1～3 (略)

別添 1・2 (略)

参考資料 1～3 (略)

(改正後全文)

雇児総発 1 2 1 6 第 2 号
雇児母発 1 2 1 6 第 2 号
平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

(改正経過)

雇児総発 0 3 3 1 第 9 号
雇児母発 0 3 3 1 第 2 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日
子家発 0 7 2 0 第 4 号
子母発 0 7 2 0 第 4 号
平成 3 0 年 7 月 2 0 日

都 道 府 県
指 定 都 市
各 中 核 市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿
保健所設置市
特 別 区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)
母子保健課長
(公印省略)

要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る
保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）が、平成 28 年 6 月 3 日をもって公布され、改正法により新設された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 の 5 の規定が、10 月 1 日に施行された。これにより、児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するように努めなければならないこととされたところである。

また、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 12 次報告）」（以下「第 12 次報告」という。）がとりまとめられた。第 12 次報告では、虐待による死亡事例のうち、0 歳児の割合が約 6 割（第 1 次～第 12 次報告全体では、

同割合が約4割)を占め、妊娠期から切れ目のない支援体制の整備の必要性和、学校内での虐待に関する理解の向上と要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を活用した支援体制づくりの重要性等が提言として公表された。

については、これらを踏まえ、各地方自治体におかれては、下記の趣旨及び留意事項を十分にご理解の上、要支援児童等を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築とより一層の連携に取り組んでいただきたい。都道府県におかれては、管内の市町村や病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関に周知を図られたい。

また、病院、診療所との連携には、管内の関係機関・関係団体等の協力を得る必要があることから、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科医会、日本歯科医師会、日本看護協会、日本助産師会の関係団体に別途協力を依頼している。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであり、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長に対し、通知されているので念のために申し添える。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(参 考)

○児童福祉法(抄)

第21条の10の5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等(*1)と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するように努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(*1) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

【児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項】

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童を除く。)
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

記

1 法改正の趣旨

これまでに専門委員会がとりまとめた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第1次～第12次報告)」によると、心中以外の虐待による子どもの死亡事例については、0歳児の割合が約4割を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から

一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられている。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未交付である、妊婦健診が未受診であるといった妊婦については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）で状況が把握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、特定妊婦に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。

また、児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、平成 27 年度は 103,286 件で過去最多となった。子ども虐待は、特別な家庭だけに発生するものではなく、学齢期以降の子どもを含め、すべての子育て家庭で起こり得る可能性があり、協議会を通じた関係機関との情報共有等を密に行い、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要である。

このため、改正法においては、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされ、関係機関からの情報提供を基に、早い段階から市町村の支援につなげていくことが期待されている。

さらに、各分野での取組を通じた一層の連携を図るため、分野ごとの留意事項を 3 のとおりまとめたので、十分ご配慮願いたい。

2 情報提供に当たっての共通の留意事項

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条及び第 23 条においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、②個人データを第三者に提供してはならない、こととされているところであるが、今般の改正法により、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に規定されたことから、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第 16 条第 3 項第 1 号及び第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

また、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、対象となる者に対しては、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

(参 考)

○個人情報の保護に関する法律（抄）

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 (略)

3 各個別分野の留意事項

(1) 市町村

情報提供を受けた市町村は、保健・医療・福祉・教育等の関係機関から提供された情報を基に、必要な実情の把握を行うとともに、関係機関に協力を求め、家庭の生活

状況や虐待の事実把握等の必要な調査を行う。

また、協議会調整機関として、必要に応じて、把握した内容について協議会に必要な情報の提供を行い、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。

協議後は、市町村の担当課と関係機関が連携を図りながら必要な支援を行うこと。

なお、関係機関から情報提供に関する説明が行われていない場合、市町村が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、保護者への説明内容や関わる時期等について、関係機関との事前の協議（＊２）が必要である。

さらに、連携の促進を図るためには、訪問指導等の必要な支援を行った市町村が、その結果を記録し、速やかに情報提供元の関係機関に報告することが必要である。

なお、文書で報告する際の様式（参考資料１）を定めたので、参考とされたい。

（＊２）関係機関との事前の協議（例）

市町村が必要な支援を行う際に、「乳幼児健康診査の相談内容やその後の子どもの様子を伺うため」「この周辺の子育て中の家庭を訪問し、子育ての悩みなどを尋ねている」など、保護者向けの説明内容を事前に関係機関と協議すること。

① 母子保健所管部局

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 乳幼児健康診査では、疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。

ウ また、平成 28 年度に母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の一部を改正し、母子保健施策は子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、乳幼児健康診査等の様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策が子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意し、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。

エ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

② 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うことが必須の事業とされており、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 母子健康手帳の交付等の母子保健施策は乳幼児に対する虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化されたことを踏まえ、様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。

ウ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について協議し、継続的な支援を行うこと。

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点

市区町村子ども家庭総合支援拠点は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うとともに、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めることとされ、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行うこと。

イ 子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行うこと。

ウ 子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じること。

エ 個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な支援を行うこと。

オ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、必要に応じた関係機関等との連携を行い、支援方針や支援の内容を具体的

に実施していくための支援計画を作成し、継続的な支援を行うこと。

④ 教育委員会

各市町村の教育委員会は、各学校を通じ、要支援児童等と思われる者を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場合には、以下のことに留意して、適切に対応すること。

また、各市町村の教育委員会は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に基づき、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断（以下「就学時健診」という。）を行わなければならないこととされている。

就学時健診では、低栄養などの栄養状態、外傷・火傷の痕跡、むし歯治療の放置、子どもの行動・態度などから、子どもの心身の問題を把握しやすいことから、要支援児童等を把握した場合は、以下のことに留意して、適切に対応すること。

ア 学校が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、学校から当該児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 就学時健診を通じて要支援児童等と思われる者を把握するに当たっては、主に別表 2 を参考にすること。就学時健診で当該児童を把握した場合には、必要な支援につなげるために、関係部局に情報提供を行うこと。

ウ 関係部局への情報提供の際は、当該要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

エ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供を行うこと。

また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

オ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

⑤ 要保護児童対策地域協議会

協議会は、その対象ケースについて個別ケース検討会議を行い、養育に関する問題を明らかにするとともに、関係機関が連携して当該家庭に必要な支援を行うこと。また、病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関と情報共有及び支援内容の協議を行い、支援内容の見直しを行う。特に要支援児童等が、複数の関係機関に関わっている場合などには、関係機関間での情報共有・連携ができるよう調整をすること。

(2) 病院、診療所

病院、診療所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重

要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 産科、新生児科、小児科、精神科、歯科等をはじめとする病院、診療所が、別表 1～3 を参考に要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- ② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。
- ③ また、従前から情報提供に際しては、別添 1「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」（平成 16 年 3 月 10 日付け雇児総発第 0310001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができることになっている。この算定に係る「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 3 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知）の関連する事項については、別添 2 のとおりである。
- ④ 病院、診療所は市町村への情報提供後、市町村と情報を共有するとともに、連携して妊産婦や子どもに対する医療の提供を行う。その際、市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- ⑤ 当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであり、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- ⑥ 児童相談所及び市町村の児童福祉・母子保健等、協議会の調整機関における病院、診療所との連携強化に関するより具体的な留意事項については、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号・雇児母発 1130 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を参考とすること。

（3）助産所

助産所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、特定妊婦及び要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 主に別表 1～2 を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- ② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ③ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支

援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- ④ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- ⑤ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(4) 児童福祉施設等

① 助産施設

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦等の出産前後の健康管理、母乳指導、新生児の保健指導等に対応することで、特定妊婦及び要支援児童を把握しやすい立場にあるため、子ども虐待の発生予防において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表 1～2 を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

② 保育所及び幼保連携型認定こども園

保育所及び幼保連携型認定こども園は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等及び保護者の状況などの把握ができ、保護者から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

③ 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を実施しており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談、援助などを通じ、主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議

会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

④ 児童館

児童館は、地域のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身とも健やかに育成することを目的に、子育て家庭に対する相談・援助、交流の場や放課後児童クラブの実施などに取り組んでおり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子どもの居場所の提供や保護者の子育て支援などを通じ、主に別表１～３を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がにつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

⑤ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援をするため、放課後等に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る取組がされている。また、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表 1 及び別表 3 を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、放課後児童支援員等の各自の判断のみで対応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

⑥ 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、家庭その他からの子どもに関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行っている。また、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の子ども、家庭の福祉の向上を図る役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表 1～3 を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等が必要な支援につながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ また、情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 連絡調整先の一つである協議会との関係を深めるなど、引き続き連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(5) 学校

① 幼稚園

幼稚園は、家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとして施設や機能を開放し、積極的に子育てを支援していく役割を担っており、その取組は、子ども虐待

の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表 1～2 を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、園全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立園において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成 22 年 3 月 24 日付け 21 文科初第 777 号 文部科学大臣政務官通知）を参考にする。

② 小学校及び中学校等

学校は、学級担任や養護教諭を中心に行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことで、子どもの心身の健康状態を把握する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表 3 を参考に、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 関係部局への情報提供の際は、要支援児童等と思われる者の保護者等に対し、原則として、情報提供の概要を説明し、居住する市町村による支援を受けることが、身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等と思われる者に必要な支援がつながるよう、居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する

法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、学校全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立学校において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成 22 年 3 月 24 日付け 21 文科初第 777 号 文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

（6）その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関

（1）から（5）に記載した機関以外の機関（＊3）においても、妊婦、子どもや保護者等の状況などの把握ができ、保護者等から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

（＊3）その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関（例）

家庭的保育事業実施機関、小規模保育実施機関、一時預かり事業実施機関、利用者支援事業実施機関など

ア 別表 1～3 を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ また、情報提供を適切に行うために、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(7) 都道府県

都道府県は、地域における保健・医療・福祉・教育等の連携体制について状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助言、援助を行うこと。また、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進すること。

さらに、市町村の取組状況に配慮しつつ、地域連携の好事例を把握して他の地域や病院、診療所、児童福祉施設、学校等に周知するなどして、管内の各関係機関の要支援児童等への対応の水準の向上に努めること。

また、所管する私立学校に対して、市町村への要支援児童等の情報提供に関する周知及び情報提供を通じた協議会への参画の促進に努めること。

なお、医療機関との連携体制の推進に当たっては、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成 28 年 7 月 27 日付け雇児発 0727 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定められた「医療的機能強化等事業」を活用し、都道府県等の中核的な小児救急病院等を中心とした連携体制の整備を進めることも可能である。

別表 1

出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦(特定妊婦)の様子や状況例

- このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
妊娠・出産	妊婦等の年齢		18歳未満
			18歳以上～20歳未満かつ夫(パートナー)が20歳未満
			夫(パートナー)が20歳未満
	婚姻状況		ひとり親
			未婚(パートナーがいない)
			ステップファミリー(連れ子がある再婚)
	母子健康手帳の交付		未交付
	妊婦健診の受診状況		初回健診が妊娠中期以降 定期的に妊婦健診を受けていない(里帰り、転院等の理由を除く)
妊婦の行動・態度等	妊娠状況		産みたくない。 産みたいが、育てる自信がない。 妊娠を継続することへの悩みがある。 妊娠・中絶を繰り返している。
			疾病 障害(疑いを含む) 多胎
			妊娠の自覚がない・知識がない。 出産の準備をしていない。(妊娠36週以降) 出産後の育児への不安が強い。
	胎児の状況		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) 自殺企図、自傷行為の既往がある。 アルコール依存(過去も含む)がある。 薬物の使用歴がある。 飲酒・喫煙をやめることができない。 身体障害がある。(身体障害者手帳の有無は問わない)
			妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。 妊婦の衣類等が不衛生な状態
			被虐待歴・虐待歴がある。 過去に心中の未遂がある。
	気になる行動		同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。(療育手帳の有無は問わない) 突発的な出来事に適切な対処ができない。(パニックをおこす) 周囲とのコミュニケーションに課題がある。
家族・家庭の状況	夫(パートナー)との関係		DVを受けている。 夫(パートナー)の協力が得られない。 夫婦の不和、対立がある。
			きょうだいに対する虐待行為がある。(過去または現在、おそれも含む) 過去にきょうだいの不審死があった。 きょうだいに重度の疾病・障害等がある。
			住所が不確定(住民票がない)、転居を繰り返している。 経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安 夫婦ともに不安定就労・無職など 健康保険の未加入(無保険な状態) 医療費の未払い 生活保護を受給中 助産制度の利用(予定も含む)
	家族の介護等		妊婦または夫(パートナー)の親など親族の介護等を行っている。
	サポート等の状況		妊婦自身の家族に頼ることができない。(死別、遠方などの場合を除く) 周囲からの支援に対して拒否的 近隣や地域から孤立している家庭(言葉や習慣の違いなど)
	【その他 気になること、心配なこと】		

別表 2

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【乳幼児期】

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげようとしたりする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動	担任教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といとおどおとし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり	長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとなしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】		

		☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

別表 3

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさけようとしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動(非行)		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登校状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に関心でなかったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいでも服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	学校等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族・家庭の状況		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。 近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

【その他 気になること、心配なこと】

		☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い		養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の上出

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

(別添 1)



雇児総発第 0310001 号

平成 16 年 3 月 10 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 }

児童福祉主管部(局)長

殿

母子保健主管部(局)長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課長



養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について

子どもの健全育成を図る上で、「養育支援を必要とする家庭」を的確に把握し、適時適切な支援を行うことは重要な取組であるが、こうした取組は子どもに対する虐待の予防にも資するものである。

このため、平成16年度予算(案)においても育児支援家庭訪問事業を新たに創設するなど、養育支援が必要な家庭に対する支援の充実を図ることで虐待の予防を目指しているが、支援を必要とする家庭を早期に把握するためには、家庭と接点を有する様々な関係機関からの情報提供を促していくことが必要である。

中でも医療機関は、出産前後の健診や、子どもや養育者の疾患等による受診を契機として、支援が必要と思われる家庭と接点を持つことが多いことから、医療機関の積極的な情報提供は「養育支援を必要とする家庭」の早期把握のために重要である。

こうした医療機関から地域の保健福祉を担う市町村等に対する診療情報の提供については、従来から診療情報提供料として診療報酬上の評価が行われ、保健福祉サービスを必要とする要介護高齢者を念頭に置いた情報提供の様式が示されてきたところであるが、以上のような子どもの養育支援の重要性に鑑み、本年4月から実施される診療報酬改定により、子どもの養育支援を念頭に置いた情報提供の様式が新たに別紙様式9・10として示されることとなった。なお、別添様式9は患者が18歳以下の子どもの場合に用いられる様式であり、別紙様式10は患者が母親の場合に用いられる様式である。(別添参照)

ついては、こうした情報提供が円滑に行われるよう市町村における情報の受理窓口を医療機関に周知するとともに、この改正に伴い増加が予想される医療機関からの情報を積極的に活用し、的確な養育支援が行われるよう各都道府県内の市町村に対し周知願いたい。

またこうした情報を受け、限られた資源の中で効果的な養育支援を行っていくためには市町村虐待防止ネットワーク等を活用し、養育支援に必要な情報集約や、関係支援機関の情報共有の円滑化を図ることで、共通認識にもとづいた支援計画を作成し、明確な役割分担のもと協働支援を行っていくための体制整備が重要である。

なお、上記の診療情報の提供は患者の同意を得て行われるものであるが、同意が得られない場合であっても、疾病等の状況如何によっては、保護者に子どもを監護させることが不適当であると認められ、児童福祉法第25条の規定による児童相談所又は福祉事務所に対する通告が必要となる場合もあることについて、併せて医療機関に対し周知願いたい。

おって本通知については、厚生労働省保険局医療課と協議済みである。

(別添 2)

(抄)

保医発 0304 第 3 号

平成 28 年 3 月 4 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 52 号）等が公布され、平成 28 年 4 月 1 日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添 1、歯科診療報酬点数表については別添 2 及び調剤報酬点数表については別添 3 のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）は、平成 28 年 3 月 31 日限り廃止する。

第 2 章 特掲診療料

第 1 部 医学管理等

B009 診療情報提供料（I）

（1）診療情報提供料（I）は、医療機関間の有機的連携の強化及び医療機関から保険薬局又は保健・福祉関係機関への診療情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、両者の患者の診療に関する情報を相互に提供することにより、継続的な医療の確保、適切な医療を受けられる機会の増大、医療・社会資源の有効利用を図ろうとするものである。

(2) 保険医療機関が、診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定する。

(3) 紹介に当たっては、事前に紹介先の機関と調整の上、下記の紹介先機関ごとに定める様式又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載し、患者又は紹介先の機関に交付する。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、診療情報の提供先からの当該患者に係る問い合わせに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。

ア イ及びウ以外の場合別紙様式 11

イ 市町村又は指定居宅介護支援事業者等別紙様式 12 から別紙様式 12 の 4 まで

ウ介護老人保健施設別紙様式 13

(4) 当該情報を提供する保険医療機関と特別の関係にある機関に情報提供が行われた場合や、市町村等が開設主体である保険医療機関が当該市町村等に対して情報提供を行った場合は算定できない。

(5) A保険医療機関には、検査又は画像診断の設備がないため、B保険医療機関（特別の関係にあるものを除く。）に対して、診療状況を示す文書を添えてその実施を依頼した場合には、診療情報提供料(I)は算定できる。

(6) (5)の場合において、B保険医療機関が単に検査又は画像診断の設備の提供にとどまる場合には、B保険医療機関においては、診療情報提供料(I)、初診料、検査料、画像診断料等は算定できない。なお、この場合、検査料、画像診断料等を算定するA保険医療機関との間で合議の上、費用の精算を行うものとする。

(7) (5)の場合において、B保険医療機関が、検査又は画像診断の判読も含めて依頼を受け、その結果をA保険医療機関に文書により回答した場合には、診療情報提供料(I)を算定できる。なお、この場合に、B保険医療機関においては、初診料、検査料、画像診断料等を算定でき、A保険医療機関においては検査料、画像診断料等は算定できない。

(8) 提供される情報の内容が、患者に対して交付された診断書等であって、当該患者より自費を徴収している場合、意見書等であって、意見書の交付について診療報酬又は公費で既に相応の評価が行われている場合には、診療情報提供料(I)は算定できない。

(9) 下記のア、イの場合については、患者 1 人につき月 1 回に限り、所定点数を算定する。また、いずれの場合も診療情報の提供に当たって交付した文書の写しを診療録に添付する。

ア 区分番号「C001」在宅患者訪問診療料を算定すべき訪問診療を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から 2 週間以内に、当該患者に対して継続して区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている別の保険医療機関に対して、診療日、診療内容、患者の病状、日常生活動作能力等の診療情報を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

イ 区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、別の保険医療機関に対して、病歴、診療内容、患者の病状等の診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

(10) 診療情報の提供に当たり、レントゲンフィルム等をコピーした場合には、当該レントゲンフィルム等及びコピーに係る費用は当該情報提供料に含まれ、別に算定できない。

(11) 「注2」に掲げる「市町村」又は「指定居宅介護支援事業者等」に対する診療情報提供は、入院患者については、退院時に患者の同意を得て退院の日から2週間以内に診療情報の提供を行った場合にのみ算定する。この場合においては、家庭に復帰する患者が対象であり、別の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設等に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者についてその診療情報を市町村又は指定居宅介護支援事業者等に提供しても、診療情報提供料(I)の算定対象とはならない。

(12) 「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター又は指定居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターをいう。また、「保健福祉サービスに必要な情報」とは、当該患者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス、ホームケア促進事業、ショートステイ、デイサービス、日常生活用具の給付等の介護保険の居宅サービス若しくは福祉サービスを有効かつ適切に実施するために必要な診療並びに家庭の状況に関する情報をいう。

(13) 「注3」については、在宅での療養を行っている疾病、負傷のため通院困難な患者（以下「在宅患者」という。）に対して、適切な在宅医療を確保するため、当該患者の選択する保険薬局の保険薬剤師が、訪問薬剤管理指導を行う場合であって、当該患者又はその看護等に当たる者の同意を得た上で、当該保険薬局に対して処方せん又はその写しに添付して、当該患者の訪問薬剤管理指導に必要な診療情報を提供した場合に算定する。この場合において、交付した文書の他、処方せんの写しを診療録に添付する。

なお、処方せんによる訪問薬剤管理指導の依頼のみの場合は診療情報提供料(I)は算定できない。

(14) 「注4」については、精神障害者である患者であって、次に掲げる施設に入所している患者又は介護老人保健施設（当該保険医療機関と同一の敷地内にある介護老人保健施設その他これに準ずる介護老人保健施設を除く。「注5」において同じ。）に入所している患者の診療を行っている保険医療機関が、診療の結果に基づき、患者の同意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。

ア グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 第 5 条第 15 項に規定する
共同生活援助を行う事業所をいう。)

イ 障害者支援施設(障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいい、
日中活動として同条第 7 項に規定する生活介護を行うものを除く。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年
厚生労働省令第 19 号) 第 6 条の 7 第 2 号に規定する自立訓練(生活訓練)を行う事業
所

エ 障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援を行う事業所

オ 障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業所

カ 障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定する福祉ホーム

(15) 「注 6」に掲げる「認知症に関する専門の保険医療機関等」とは、「認知症施策等総
合支援事業の実施について」(平成 26 年 7 月 9 日老発 0709 第 3 号(一部改正、平成 27 年
6 月 26 日老発 0626 第 3 号)老健局長通知)に規定されている認知症疾患医療センターで
あること。

(16) 「注 7」に掲げる退院患者の紹介に当たっては、心電図、脳波、画像診断の所見等診
療上必要な検査結果、画像情報等及び退院後の治療計画等を添付すること。また、添付し
た写し又はその内容を診療録に貼付又は記載すること。なお、算定対象が介護老人保健施
設である場合は、当該加算を算定した患者にあっては、その後 6 か月間、当該加算は算定
できない。

(17) 「注 8」の加算は、区分番号「B 0 0 5—4」ハイリスク妊産婦共同管理料(I)が算
定されない場合であっても算定できる。

(18) 「注 9」に掲げる「専門医療機関」とは、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医
療情報提供等を行うとともに、かかりつけの医師や介護サービス等との調整を行う保険医
療機関であること。

(19) 「注 10」に規定する認知症専門医療機関連携加算は、区分番号「B 0 0 5—7」に掲
げる認知症専門診断管理料 2 を算定する専門医療機関において既に認知症と診断された患
者が、症状の増悪や療養方針の再検討を要する状態となった場合に、当該専門医療機関に
対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合に算定する。

(20) 「注 11」に規定する精神科医連携加算については、身体症状を訴えて精神科以外の診
療科を受診した患者について、当該精神科以外の診療科の医師が、その原因となりうる身
体疾患を除外診断した後に、うつ病等の精神疾患を疑い、精神医療の必要性を認め、患者
に十分な説明を行い、同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関の精神科に当該患
者が受診する日(紹介した日より 1 月間以内とし、当該受診日を診療録に記載すること。)
について予約を行った上で、患者の紹介を行った場合に算定する。

(21) 「注 12」に規定する肝炎インターフェロン治療連携加算は、区分番号「B 0 0 5—8」
に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料を算定する専門医療機関において作成された治

療計画に基づいて行った診療の状況を示す文書を添えて、当該専門医療機関に対して当該患者の紹介を行った場合に算定する。

(22) 「注 13」に規定する歯科医療機関連携加算は、保険医療機関（歯科診療を行う保険医療機関を除く。）が、歯科を標榜する保険医療機関に対して、当該歯科を標榜する保険医療機関において口腔内の管理が必要であると判断した患者に関する情報提供を、以下のア又はイにより行った場合に算定する。なお、診療録に情報提供を行った歯科医療機関名を記載すること。

ア 歯科を標榜していない病院が、医科点数表第 2 章第 10 部手術の第 1 節第 6 款、第 7 款及び第 9 款に掲げる悪性腫瘍手術（病理診断により悪性腫瘍であることが確認された場合に限る。）又は第 8 款に掲げる心・脈管系（動脈・静脈を除く。）の手術若しくは造血幹細胞移植の手術を行う患者について、手術前に歯科医師による周術期口腔機能管理の必要性を認め、歯科を標榜する保険医療機関に対して情報提供を行った場合

イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に属する医師が、訪問診療を行った栄養障害を有する患者について、歯科訪問診療の必要性を認め、在宅療養支援歯科診療所に対して情報提供を行った場合

(23) 「注 14」に規定する地域連携診療計画加算は、あらかじめ地域連携診療計画を共有する連携保険医療機関において、区分番号「A 2 4 6」の注 4 に掲げる地域連携診療計画加算を算定して退院した入院中の患者以外の患者について、地域連携診療計画に基づく療養を提供するとともに、患者の同意を得た上で、退院時の患者の状態や在宅復帰後の患者の状況等について、退院の属する月又はその翌月までに当該連携保険医療機関に対して情報提供を行った場合に算定する。

(24) 「注 15」に規定する検査・画像情報提供加算は、保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。また、イについては、平成 30 年 4 月以降は、退院時要約を含むものに限る。）について、①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ他の保険医療機関に常時閲覧可能なよう提供した場合、又は②電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に加算する。なお、多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。

(別紙様式12の2)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号
医師名

印

患児の氏名	男・女 平成 年 月 日生		
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名		
病状 既往症 治療状況等			
父母の氏名	父: ()歳 職業()	母: ()歳 職業()	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)		
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)		
入退院日	入院日: 平成 年 月 日	退院(予定)日: 平成 年 月 日	
出生時の状況	出生場所: 当院・他院 () 在胎: ()週 単胎・多胎 ()子中()子 体重: ()g 身長: ()cm 出生時の特記事項: 無・有 () 妊娠中の異常の有無: 無・有 () 妊婦健診の受診有無: 無・有 (回:)	家族構成	育児への支援者: 無・有 ()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください			
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()	
	情緒	・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔色をうかがう・多動・乱暴	
		・身体接触を極端にいやがる・多動・誰とでもべたべたする	
		・その他()	
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()	
養育者の状況	健康状態等	・疾患()・障害()	
		・出産後の状況(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)・その他()	
	こどもへの思い・態度	・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他()	
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()	
	同胞の状況	・同胞に疾患()・同胞に障害()	
	養育者との分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()	
情報提供の目的とその理由			

*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。

(別紙様式12の3)

情報提供先市町村

平成 年 月 日

市町村長 殿

紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号

医師名

印

患者の氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女 ()歳 職業()	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
児の氏名	男・女 平成 年 月 日生まれ	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の 住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日 : 平成 年 月 日 退院(予定)日 : 平成 年 月 日	
今回の 出産時の 状況	出産場所 : 当院・他院 () 在胎 : ()週 単胎・多胎 ()子中()子 体重 : ()g 身長 : ()cm 出産時の特記事項 : 無・有 () 妊娠中の異常の有無 : 無・有 () 妊婦健診の受診有無 : 無・有 (回:) 家族構成 育児への支援者:無・有()	
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()
	他の児の状況	・疾患()・障害()
	こどもとの分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()
情報提供の 目的とその 理由		

*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が現に子供の養育に関わっている者である場合について用いること。
3. 出産時の状況及び児の状況については、今回出産をした児のことについて記入すること。

支援経過・結果報告書

平成 年 月 日

様

貴機関から平成 年 月 日にご連絡いただいた要支援児童等について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。

対象者	子ども	フリガナ		平成 年 月 日生	男・女	第 子
	保護者	父 フリガナ		母 フリガナ		
		生年月日 年 月 日 (歳)		生年月日 年 月 日 (歳)		
住所	☎ (自宅・実家・その他)					

本人への説明	有 ☐ 無 ☐	本人からの同意	有 ☐ 無 ☐
--------	---	---------	---

【市町村の支援方針】

- ☐ 乳幼児健康診査やその他の母子保健サービス等で養育状況を確認します。
☐ 保護者(養育者)の身体面・精神面・育児不安等の支援を要するため、継続して支援します。
☐ 子どもの発育・発達支援のため継続的に支援します。
☐ 関係機関()とともに養育状況の確認を継続します。
☐ 子どもの発達状況、養育状況を確認した結果、支援を終了します。
☐ その他 ()

【問題点及び今後の援助計画】

--

【連絡(依頼)事項】

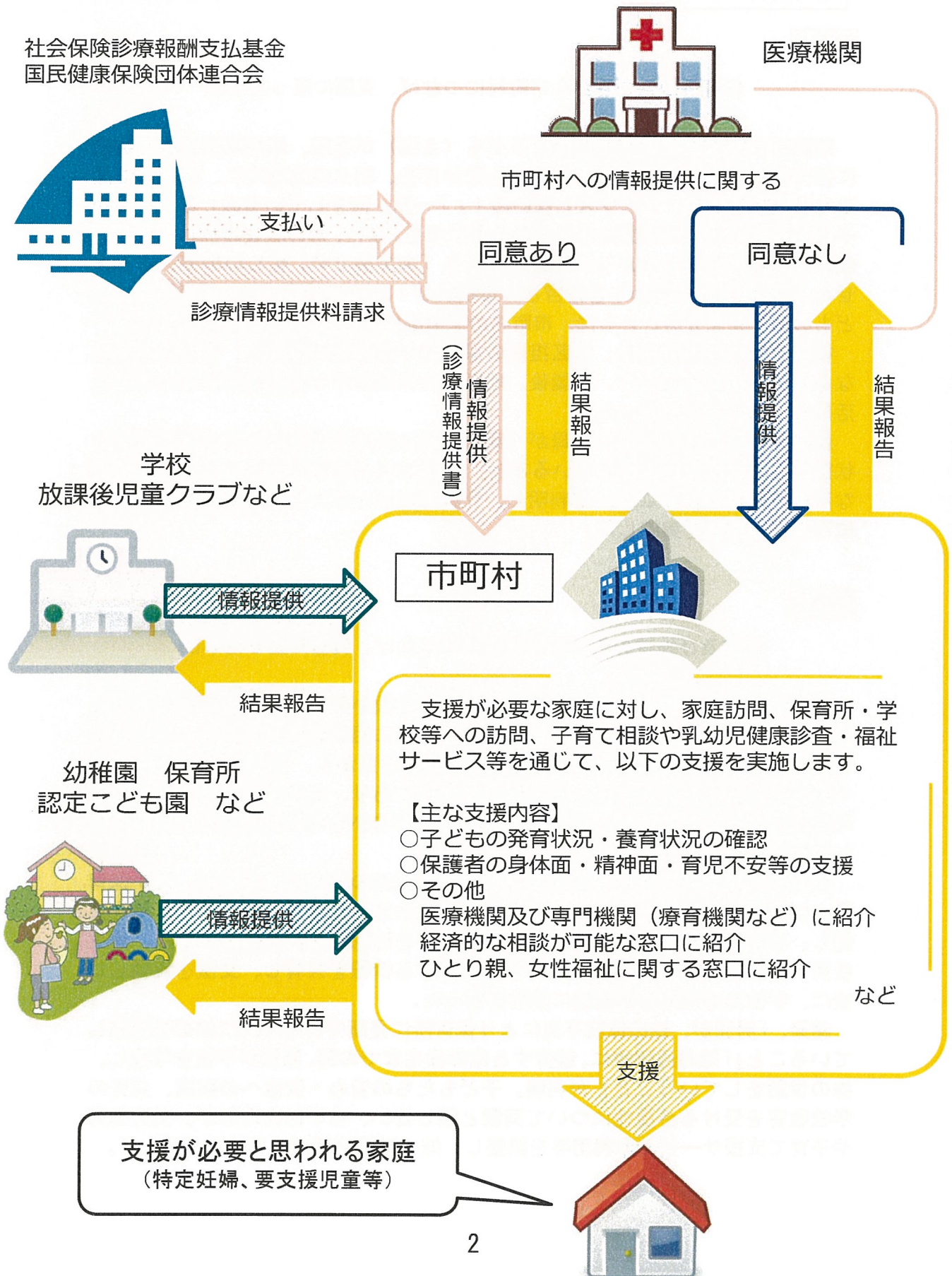
--

【担当者】

所属名		担当者(職種)	
住所		電話	

参考資料 2

特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関わる支援の流れ



事例 1

保育所の気づきから市町村につなげ、支援に至った事例

離婚により、実家の近くに母と子ども（2歳）が転居。母の就労開始を契機に保育所への登所が始まる。入所から数か月後、朝夕の送迎時に、周囲にも聞こえる怒鳴り声で「グズグズしないの！」「一体、何をしているの」など、母が子どもを叱ることが頻繁に見られるようになる。また、母の服装の乱れもあり、気になった担任保育士から声かけをするも「大丈夫です。忙しいので、すみません。」と保育士の関わりを拒否される状況が1か月ほど続いた。保育所は、子どもの様子を見守るとともに、市町村の保健師に気になる状況を相談した。

相談を受けた市町村は、地区担当の保健師が保育所に訪問し、子どもや気になる状況を保育所と共有。協議後、地区担当保健師が3歳児健康診査の機会を活用し、母と接触を図った。

保健師の関わりを契機に、母が「実家の祖父が体調不良のため介護が必要な状態のため介護負担を感じていること」「実家からの支援が難しくなり、経済的な不安を抱えていること」が判明し、介護保険サービスやひとり親の支援制度につなげる調整を実施した。

事例 2

学校及び地域の気づきを市町村につなげ、支援に至った事例

A小学校に通う男児（小学5年生）が、この数か月で急に理由がはっきりしない欠席やたびたび早退を繰り返していることに担当教員が気づき、学校長に相談した。また同時期に地区の民生委員・児童委員から、「夜遅くなっても公園で過ごすきょうだいがいる」との相談が学校にあり、この男児と妹（3歳）の可能性もあったため、妹の状況確認も含め、学校から市町村に男児の家庭に関して相談した。

市町村は相談対応後に、家庭及び妹の周辺情報の収集に取り組み、妹が保育所を利用していること、また、ぜんそくのため定期受診をしていること等を把握し、市町村から医療機関に妹の受診状況等を確認した。その後、学校、民生委員・児童委員、市町村が、この家庭に関する情報を共有し、支援を協議した後に、学校及び市町村が両親に接触を図った。

結果、「男児が、妹の体調不良により保育所に登所できない時に妹の世話をしていること」「妹の通院時に、就労する母の帰宅までの間、男児が学校を早退し、妹の世話をしていること」が判明。子どもたちの安心・安全への配慮、男児の学校教育を受ける必要性について両親と話し合い、まずは市町村が、病児保育や子育て支援サービスの利用等を調整し、妹の支援体制づくりに取り組んだ。

子母発 0720 第 1 号
平成 30 年 7 月 20 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市 } 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）

母子保健施策の推進に当たって、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が公表されたところである。

本緊急対策を受け、別途「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）及び「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）も発出されているところであるが、本通知において、改めて、母子保健分野における児童虐待の発生予防・早期発見のための取組みについて下記のとおり整理した。

については、各地方自治体におかれては、本通知における趣旨及び留意事項等を十分にご理解のうえ、各取組みを一層推進していただきたい。また、都道府県においては管内市区町村及び関係機関へ周知いただきたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 基本的考え方

(1) 母子保健施策を通じた虐待の発生予防

平成 28 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号)により改正された児童福祉法において、児童虐待については、子どもの命が失われる痛ましい事件が後を絶たないなど、深刻な状況が続く中、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センター(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)では「母子健康包括支援センター」。)の法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとされた。

特に母子保健施策については、妊娠の届出や乳幼児健康診査等は、市町村が広く妊産婦等と接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意することが、母子保健法上も明確化され(同法第 5 条第 2 項)、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化することとされた。

(参考)

○母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)(抄)

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

(主な通知)

○児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（平成 28 年 6 月 3 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

2. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

(1) 母性、乳幼児の健康診査及び母子保健指導の実施

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠・出産・子育てに関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、知識の普及に努めることとされている。また、市町村は妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠・出産・子育てに関し、必要な保健指導等を行うこととされている。これらの実施にあたっては、母子の心身の健康を共に保持増進させることを基本として支援を行う必要があり、健康診査及び保健指導に当たっては、これを踏まえつつ、対象者の特徴並びにその家庭及び地域社会の諸条件に留意の上行うよう配慮すべきである。

また、近年の児童虐待に関する問題の深刻化に伴い、母子保健担当部門は児童虐待担当部門等と協力のもと、母子保健活動や地域の医療機関等との連携を通じて、妊産婦及び親子の健康問題、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう努め、こうした要因がある場合、保健師の家庭訪問等による積極的な支援を実施すること。

(2) 子育て世代包括支援センター

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、児童虐待の発生予防のためには、妊娠期から子育て期まで関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっている。

このため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」について、2020 年度末までの全国展開を目指し、同センターを新たに母子保健法上に位置付け、市町村は同センターを設置するよう努めなければならないとしている。子育て世代包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児等の実情把握、妊娠・出産・子育てに関する各種相談支援、必要な情報提供・助言・保健指導、支援プランの策定及び関係機関との連絡調整等により切れ目のない支援を実施していくものとされており、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施するにあたっての重要な機関であることから、未設置市町村においては設置に努められたい。

(3) 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知

これまでに社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会がとりまとめた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第1次～第13次報告）」によると、心中以外の虐待による子どもの死亡事例については、0歳児の割合が約4割を占めており、妊娠期からの支援は重要である。特に、予期せぬ妊娠など、悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠等に関する相談窓口を設置し、そのことを明示して周知を図ること。周知にあたっては、子育て世代包括支援センター、女性健康支援センター等の中心的な相談窓口を決めて周知する方法や、身近な複数の相談窓口を周知する方法など、地域の実情に応じて周知する相談窓口を決定すること。特に女性健康支援センターについては、女性の身体的・精神的悩みに対応する窓口であるが、妊娠に悩む女性に対する専任相談員を配置することができ、予期せぬ妊娠についての重要な相談窓口である。平成30年度より、夜間・休日における対応について、補助額の加算を開始したところでもあり、積極的に活用されたい。

また、妊娠等に関する相談窓口の周知にあたっては、産科医療機関、薬局、大学の保健管理センター等の協力を得るなど、地方自治体の担当部門（母子保健や児童福祉）、関係相談機関及び関係団体等で連携を図られたい。周知にあたっては、例えば、広報誌やホームページに妊娠等に関する相談窓口を掲載したり、妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時や集団指導、健康診査時に相談窓口が記載されたリーフレット等を配布することなどが考えられる。また、若年世代がアクセスしやすいツールとしてインターネットやSNS等を通じて情報を発信することも有効である。

(4) 各相談窓口での対応

相談者は、「妊娠を周囲に知られたくない」、「出産する費用がない」、「育児に自信がない」等といった多岐にわたる悩みを抱えていることを踏まえ、各相談窓口においては、以下の点に留意しつつ対応すること。

ア 相談者が匿名を希望した場合であっても相談に十分応じること。

イ 相談者の悩みに応じて適切な相談機関に相談をつなぐこと。また、助産施設や里親制度等、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援制度について情報提供を行うなどの対応をすること。

ウ 関係団体やNPO法人などが実施している相談事業も必要に応じて活用し、対応可能な相談機関に確実に相談をつなげることとし、相談者の出産後に子どもの養育上の問題等が想定される場合には、相談を引き継いだ機関をはじめ、各関係機関が十分連携を図りながら継続して切れ目

のない支援を行うこと。

(主な通知)

○妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について（平成 23 年 7 月 27 日付雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長）

○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 9 次報告）」を踏まえた対応について（平成 25 年 7 月 25 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長）

○児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（平成 28 年 6 月 3 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

○子育て世代包括支援業務センターガイドライン（平成 29 年 8 月 1 日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課長）

3. 養育支援を必要とする家庭の把握及び支援

(1) 特定妊婦への支援

予期せぬ妊娠などの特定妊婦の家庭への支援については、市区町村が中心となり、妊婦訪問指導や養育支援訪問事業における訪問支援や女性健康支援センター等における相談支援などにより、妊娠期から出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）において特定妊婦として支援対象に位置づけ、関係機関で情報共有を行うなど出産後の支援の体制を整えておく必要がある。

具体的には、予期せぬ妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在などの妊婦に関する情報が重要であり、母子保健部門としては、これらの情報を妊娠の届出や子育て世代包括支援センターでの面談から得た情報、妊婦健康診査等を契機に医療機関から提供された情報等を通じて的確に把握する。

また、把握した情報については、必要に応じ、福祉部門や児童相談所と連携して、必要な保健指導、保育所などの福祉サービスの提供、乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度についての情報提供を行うなど、関係機関が役割分担を行い継続的な支援を行う。

特に定期的に妊婦健康診査を受けていない妊婦については、特定妊婦になり得る可能性が高い一方で、市町村のみでは状況を把握できない場合もあることから、「3.（4）要支援児童等に関する情報提供」に記載の事項にも留意し、医療機関等と連携の上、積極的な把握、受診勧奨、早期の支援に努められたい。

(2) 乳幼児健康診査、予防接種を受けていない家庭等への支援

乳幼児健康診査、予防接種や新生児訪問は、子どもの健康状態や母親等の育児の悩み等について確認できる機会であることから、これらの機会を積極的に活用して、子どもや家庭の状況の把握に努めること。

また、乳幼児健康診査等を受けていない家庭に対しては、電話、文書、家庭訪問等により、受診等に結びつけるよう努めること。受診等の勧奨に対し、拒否する又は反応のない場合等には、市町村の児童福祉担当部門と母子保健担当部門が連携して、関係機関から情報を集め、安全確認等の必要性について検討し、必要な場合には、児童の状況の確認に努めること。

また、児童の状況が確認できない場合や、必要な支援について検討すべきと思われる場合には、要対協へのケース登録を行うなど、児童相談所や関係機関と連携して対応すること。なお、保育所等に所属していない乳幼児の場合には、特に留意し早期に対応する必要がある。

更に、転入家庭が未受診等である場合には、前居住地の市町村から転居前の家庭の状況や過去の受診状況等を確認した上で、継続的な支援の必要性を検討すること。他方、未受診等の家庭が対応中に転居したことを把握した場合には、転居先の市町村へ情報提供し、継続した支援を依頼すること。

なお、本通知とは別途、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）も発出されているところであり、未受診の家庭等への対応については万全を期すこと。

(3) 育児不安等を抱える保護者への支援

核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産・子育てに係る不安や負担が増えてきている。児童虐待の予防の観点からも、妊婦健康健査や産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる妊産婦に対しては、産前・産後サポート事業や産後ケア事業などを通じて必要な支援を行うこと。

また、乳幼児健康診査の場においては、母親の育児不安や親子関係の状況等の把握に努め、育児不安等の軽減をはかるとともに安心して子育てができるよう必要な支援を行うこと。

(4) 要支援児童等に関する情報提供

心中以外の虐待による子どもの死亡事例については、0歳児の割合が約4割を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、精神疾患、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考

えられている。一方で、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未交付である、妊婦健康診査が未受診であるといった妊婦については、市町村で状況が把握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、特定妊婦に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。

そうした中、平成 28 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により新しく規定された改正児童福祉法第 21 条の 10 の 5 において、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設及び学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供しよう努めなければならないこととされており、関係機関からの情報提供を基に、早い段階から市町村の支援につなげていくことが期待されている。各地方自治体におかれては、改めて、当該規定の趣旨について認識するとともに関係機関との情報共有等を密に行い、児童虐待の早期発見、早期対応等に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）との関係については、別途発出されている「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 30 年 7 月 20 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）において示しているとおり、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第 16 条第 3 項第 1 号及び第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

（参考）

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第 21 条の 10 の 5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等（＊１）と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供しよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(＊１) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

【児童福祉法第６条の３第５項及び第８項】

- ・ 要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
- ・ 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・ 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

○個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

２ 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

３ 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 (略)

(主な通知)

○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第8次報告)」を踏まえた対応について(平成24年7月26日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長)

○児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について(平成24年11月30日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)

○養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について(平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長)

○要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について(平成30年7月20日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長)

4. 関係機関の役割と連携強化

(1) 医療機関(産婦人科、精神科、小児科、歯科等の病院、診療所及び助産所)

養育支援が必要な家庭を発見し、早期からの支援につなげるため、医療機関(産婦人科、精神科、小児科、歯科等の妊婦や児童、養育者が受診する医療機関)と積極的に連携し、医療機関から情報提供を受けることが重要である。

医療機関と連携するに当たっては、医療機関が虐待事案に限らず養育支援が必要な家庭について幅広く相談支援ができるよう、日頃からの市町村の関係部門とともに連携体制や関係を構築し、医療機関から一方的に情報提供を受けるだけでなく、必要な情報の共有を行い、児童の適切な養育環境の確保や養育者の育児負担の軽減のために必要な支援を協議し、適切な役割分担のもとで協働することが必要である。

また、必ずしも全ての医療機関で虐待を疑う事例を数多く経験したり、院内の虐待対応の体制が整備されているわけではないため、都道府県及び市町村が、児童虐待防止医療ネットワーク事業等を活用することにより、地域の医療機関が虐待対応の体制を整え、市町村や児童相談所と連携体制を構築できるように支援することも必要である。

そのため、必要に応じ、関係部門等と連携の上、地域の医療機関に対し、児童虐待が疑われる場合の対応や、要対協の役割、医療機関の参画の意義、特定

妊婦への支援の必要性、養育支援訪問事業等の子育て支援等について、情報提供や研修会の開催などにより周知し、理解が進むよう努めること。

(2) 地方自治体

①市町村母子保健部門等の役割

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健部門は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 乳幼児健康診査では、疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。

ウ また、平成 28 年度に母子保健法の一部を改正し、母子保健施策は子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、乳幼児健康診査等の様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意し、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により努めること。

エ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、要対協に情報提供を行うとともに、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

特に、子育て世代包括支援センターにおいては、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うことが必須の事業とされており、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊

婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 母子健康手帳の交付等の母子保健施策は乳幼児に対する虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法上も明確化されたことを踏まえ、様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努めること。

ウ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について協議し、継続的な支援を行うこと。

なお、子育て世代包括支援センターは、母子保健部門と子育て支援部門が一体的に支援することとしており、これを踏まえた設置の推進を図られたい。一方で、市区町村子ども家庭総合支援拠点との連携については、それぞれに機能・役割等を考慮しつつ、責任の所在や連携部分を明らかにするなど、適切な連携が進むよう留意いただきたい。

②都道府県の役割

都道府県は、地域における保健・医療・福祉・教育等の連携体制について、状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助言及び援助を行うこと。また、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進すること。

さらに、市町村の取組状況に配慮しつつ、地域連携の好事例を把握して他の地域や病院、診療所、児童福祉施設及び学校等に周知するなどして、管内の各関係機関の要支援児童等への対応の水準の向上に努めること。

(3) 児童福祉施設（助産施設）

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦等の出産前後の健康管理、母乳指導及び新生児の保健指導等に対応することで、特定妊婦及び要支援児童を把握しやすい立場にあるため、児童虐待の発生予防において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの児童虐待の早期 発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、要対協との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(参考)

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第 21 条の 10 の 5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(主な通知)

○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）」を踏まえた対応について（平成 24 年 7 月 26 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長）

○要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長）

5. 広報・周知啓発の徹底

(1) 虐待予防に向けた広報・啓発、若年者等に向けた養育や虐待予防に資する知識の普及

「予期せぬ妊娠」、「養育能力の低さ」、「育児への不安」等が養育者による虐待の背景にあることに鑑み、近い将来、親となる者に対しては、健康教育事業や、両親学級等の集団指導の場等を通じて、自身の健康管理、子どもの行動や特徴、子どもとの接し方や育児の仕方を学ぶ機会を設けるほか、虐待の類型や虐待になりうる行為等、虐待に関する知識を積極的に情報発信して、虐待防止について考える機会を提供する取組を行うこと。

思春期前後から年齢段階に応じて男女ともに、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及に努めること。特に、健康教育事業については、教育委員会や学校とも連携の上、若年者に対して、女性の健康に関する知識の普及啓発をはかること。

さらに、子育て支援事業等の公的サービスやその活用方法についても併せて周知に努めることとし、周囲にいる家族や友人などが育児に悩んでいる場合には、若年者自身が悩みを抱える家族や友人らを支援機関の支援につなげるよう児童虐待問題や支援事業等に関する理解を深めるための取組に努めること。

(2) 国民運動（健やか親子 21（第2次））

健やか親子 21 は、20 世紀の母子保健の取組の成果を踏まえ、関係者・関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動であり、21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンである。当該計画には3つの基盤課題と2つの重点課題があるところ、地域作りの観点で「子どもの健やかな成長を見守り育む地域作り」を基盤課題の一つに設け、児童虐待防止対策については、すべての子どもが健やかに成長できるような社会を構築するという観点から重点課題の1つとされている。

親が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つ社会を築くために、地域や学校・企業等が協調しながらネットワークを作り、親子を温かく見守り支える機運を社会全体で高めていくこと必要である。

以上のように、①思春期前後からの知識の普及・啓発に取り組むこと、②妊娠届出や母子健康手帳の交付時などに妊婦の状況を把握することにより、妊娠期から関わり必要な支援を行うこと、③早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であること、④子どもの保護・支援、保護者支援の取組が重要である。特に、早期発見・早期対応

のためには、妊娠期から保健分野と医療分野、福祉分野とで連携して取り組むことで、より実効性のあるものとする可以考虑。

(主な通知)

○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」を踏まえた対応について（平成24年7月26日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長）

○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第9次報告）」を踏まえた対応について（平成25年7月25日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長）

○「「健やか21（第2次）」について 検討会報告書」の送付、及びこれを踏まえた取組の推進について（平成26年5月13日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）

子 発 0720 第 5 号
平成 30 年 7 月 20 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童相談所における専門人材の確保等について（協力依頼）

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成 28 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増しているほか、子どもの心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加しています。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われています。

児童虐待に対応する専門機関である児童相談所は、受け付けた虐待通告等に基づく調査・診断・判定・見立て、一時保護などによる緊急介入を行うための危機状態及び緊急度の判断、親子分離の必要性の判断、個々の子どもの状況に応じた適切かつ具体的な援助指針（援助方針）の策定、市町村を始めとする関係機関との連携、必要となる法的対応への適切な対応など、極めて高度な専門的知識と技術を必要とする業務を担っています。

このような現状のもと、虐待を受けた子ども等の安全を確保するとともに、子どもの最善の利益を考慮した支援が展開されるためには、こうした児童相談所の業務が適切に遂行されるよう、児童相談所の専門性の確保・向上を図ることが必要となっております。

このため、これまで、

- ・ 児童相談所の体制強化を図るため、平成 28 年に決定した「児童相談所強化プラン」に基づき、平成 31 年度までの目標を設定し、児童福祉司等の専門職の増員を図るとともに、
- ・ 平成 29 年 4 月から児童福祉司等の研修の受講を義務化し、研修カリキュラム等を策定・周知するなどにより、児童相談所職員の専門性の向上

を図ってきたところです。また、増加し続ける児童虐待への対応をさらに強化するため、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、当該プランを前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を年内に策定することとしています。

引き続き、各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」といいます。）に対してこれらに対する積極的な取組をお願いしているところですが、これを進めていくに当たっては、児童相談所における専門人材の確保が不可欠となっております。

現在、児童相談所の児童福祉司については、

- ・ 社会福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ 医師
- ・ 保健師・保育士等の一定の資格を有し、講習終了などの要件を満たした者

等がその任用資格として法令上定められています。（別添 1 参照）

また、児童心理司については、今般、「児童相談所運営指針の改正について」（平成 30 年 7 月 20 日付け子発第 0720 第 3 号）により、平成 27 年 9 月に議員立法により成立し、平成 29 年 9 月に施行された公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）に基づく公認心理師が、その任用資格を有する者として該当することを明確化したところです。（別添 2 参照）

つきましては、貴職におかれましては、児童相談所の児童虐待対応の強化のため、貴会会員への周知など、児童相談所の専門人材の確保への特段の御協力、御支援を賜るようお願いいたします。

また、貴会における児童虐待分野に関する研修などによる知識の向上にかかる取組の推進や、障害分野・高齢者分野などに携わる貴会会員におかれても、特に、複合的な課題がある家庭において、子どもが関連する場合には、市町村や児童相談所などと速やかに連携いただくなど児童虐待対応の推進に引き続き御配意をいただきますようお願いいたします。

なお、本件に関連し、別紙のとおり各都道府県知事等に対し通知しておりますので申し添えます。

児童福祉司の各任用区分について

別添1

①児童福祉司の各任用区分

児童福祉法 第13条第3項	内容
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3号	医師
4号	社会福祉士
5号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
6号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

②児童福祉司の各任用区分(児童福祉法第13条第3項第6号に該当する者の区分)

児童福祉法 施行規則第6条	内容
1号	学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
2号	学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
3号	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
4号	社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）
5号	精神保健福祉士となる資格を有する者
6号	保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
7号	助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
8号	看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
9号	保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
10号	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法 に規定する二種免許状を有する者にあつては三年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
11号	社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が三年以上である者 イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間 ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
12号	社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）
13号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

①児童心理司の各任用区分

児童福祉法第12条の3第6項	内容
1号	心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者

②児童心理司の各任用区分(児童福祉法第12条の3第6項第1号に規定する「準ずる資格を有する者」の例)

児童相談所 運営指針	内容
	公認心理師法(平成27年法律第68号)に規定する公認心理師となる資格を有する者
	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
	学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
	外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

(参考)

子発 0720 第 3 号
平成 30 年 7 月 20 日

各〔都道府県知事〕
〔指定都市市長〕殿
〔児童相談所設置市市長〕

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け子発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）において具体的に示しているところである。

また、児童虐待については、「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示したように、平成 30 年 6 月 15 日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

緊急総合対策では、緊急に実施する重点対策として「転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底」、「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」が盛り込まれたこと等に伴い、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、改正の内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

児童相談所運営指針 新旧対照表（抄）

新	旧
児童相談所運営指針 第2章 児童相談所の組織と職員 第1節～第4節 （略） 第5節 職員の資格、研修等 1. 職員の資格 (1)・(2) （略） (3) 児童心理司は法第12条の3第6項第1号に定める「第2項第1号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。<u>ここでいう「これに準ずる資格を有する者」には、以下の者が含まれること。</u> ① <u>公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師となる資格を有する者</u> ② <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</u> ③ <u>学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</u> ④ <u>外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</u> (4) （略） 2・3 （略）	児童相談所運営指針 第2章 児童相談所の組織と職員 第1節～第4節 （略） 第5節 職員の資格、研修等 1. 職員の資格 (1)・(2) （略） (3) 児童心理司は法第12条の3第6項第1号に定める「第2項第1号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必要である。 (4) （略） 2・3 （略）

子 発 0720 第 4 号
平成 30 年 7 月 20 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{児童相談所設置市市長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童相談所等における専門性強化の取組促進について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成 28 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増しているほか、子どもの心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

児童虐待については、「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）で告示したように、平成 30 年 6 月 15 日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

児童虐待対策を進めていくためには、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められている。

このため、児童相談所の体制、専門性の強化に向けた取組が促進されるよう、下記のとおり、児童相談所における職員の専門性確保の重要性、義務化された研修の着実な実施、民間等で実施されている全国研修の活用、研修実施等の際に活用可能な予算制度等について整理したので通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、児童相談所をはじめ管内の市町村のほか地域において児童虐待対応に携わる関係機関にも周知を図るとともに、児童相談所の体制、専門性の強化に向けて、一層の取組をお願いします。

記

1 児童相談所における職員の専門性確保の重要性

児童相談所は、受け付けた虐待通告等に基づく調査・診断・判定・見立て、一時保護などによる緊急介入を行うための危機状態及び緊急度の判断、親子分離の必要性の判断、個々の子どもの状況に応じた適切かつ具体的な援助指針（援助方針）の策定、市町村を始めとする関係機関との連携、必要となる法的対応への適切な対応など、極めて高度な専門的知識と技術を必要とする業務を担っている。

虐待を受けた子ども等の安全を確保するとともに、子どもの最善の利益を考慮した支援が展開されるためには、こうした児童相談所の業務が適切に遂行される必要があり、そのためには、児童相談所の専門性の確保、向上を図ることが不可欠である。

こうした状況に対応するため、

- ・児童相談所の体制強化を図るため、平成 28 年に決定した「児童相談所強化プラン」に基づき、平成 31 年度までの目標を設定し、児童福祉司等の専門職の増員を図るとともに、
- ・平成 29 年 4 月から児童福祉司等の研修受講を義務化し、研修カリキュラム等を策定・周知するなどにより、児童相談所職員の専門性の向上を図ってきたところである。増加し続ける児童虐待への対応をさらに強化するため、当該プランを前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を年内に策定することとしているが、引き続き、積極的な取組を進めていただくとともに、義務化された研修の着実な実施をお願いする。

このほか、児童相談所のさらなる専門性の確保・向上を図るためには、

- ・福祉系の大学や専門学校等の就職担当者と連携を図り業務紹介の機会を設けるなど、早い段階からの学生への働きかけ
- ・専門職団体等への働きかけによる人材掘り起こし
- ・人事当局への積極的な働きかけによる専門職採用の推進
- ・将来的に指導・教育的立場に立つ職員（スーパーバイザー）の計画的な育成
- ・個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるよう人事異動サイクルの見直し

などにより、職員個人の専門性を確保することにとどまらず、組織としての経験が蓄積され、引き継がれていくことが重要であることから、こうしたことに留意し、計画的な人材確保・育成策を講じるようお願いする。

2 受講が義務化された研修の着実な実施等について

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）では、児童相談所及び市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の専門性強化を図る観点から、児童福祉司等について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられたところである。

具体的には、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 13 条第 3 項第 5 号、同条第 8 項及び第 25 条第 8 項並びに児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 6 条第 11 号及び第 12 号において、以下の（１）から（４）までに定める研修等の受講が義務付けられた。

- （１）社会福祉主事から児童福祉司に任用される者については、厚生労働大臣が定める講習会の課程の修了（法第 13 条第 3 項第 5 号、規則第 6 条第 11 号、同条第 12 号、平成 29 年厚生労働省告示第 130 号、同第 134 号）
- （２）児童福祉司については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講（法第 13 条第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 131 号）
- （３）法第 13 条第 5 項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講（法第 13 条第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 131 号）
- （４）法第 25 条の 2 第 6 項及び第 7 項に規定する要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の受講（法第 25 条の 2 第 8 項、平成 29 年厚生労働省告示第 132 号）

これらの研修の実施に当たっては、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等について」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 16 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照いただくとともに、平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童福祉司等の義務研修テキスト作成に関する調査研究」において作成した、研修の質の標準化を図るためのテキスト案（※）を活用いただき、管内児童相談所の児童福祉司等や要保護児童対策調整機関の調整担当者が適切に研修を受講できるよう、引き続き、研修の実施をお願いする。

※日本社会事業大学 HP 参照

（URL：<http://www.jcsw.ac.jp/research/kenkyujigyo/2018-0416-1605-29.html>）

また、このほか、毎年、子どもの虹情報研修センターや国立武蔵野学院等で実施されている全国研修を積極的に活用いただくことにより、義務研修等の講師、児童心理司、一時保護所職員、市区町村や母子保健分野における児童虐待対応職員等の養成を図られたい。

3 活用可能な予算制度

法に規定された研修等の実施により、児童虐待に携わる職員の資質を向上し、児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図る上で、現在、活用可能な予算制度を以下に示す。

事業の詳細な内容については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成 17 年 5 月 2 日付け雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照いただきたい。

なお、平成 30 年度予算を前提としたものであり、厚生労働省としては、2019 年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力していくこととしている。

(1) 義務研修

① 児童福祉司任用前講習会等

ア 児童福祉司任用前講習会

- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）は、法第 13 条第 3 項第 5 号又は児童福祉法施行規則第 6 条第 11 号若しくは同条第 12 号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者を対象として、法第 13 条第 3 項第 5 号に規定する厚生労働大臣が定める講習会を実施する。
- なお、児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能。特に、児童福祉司任用前講習会は、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、新たに児童相談所に配置される者についても、積極的に受講することが望ましい。
- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

【補助単価】

1 都道府県等当たり 3,063,000 円

イ 厚生労働大臣が定める講習会

- 都道府県等は、保健師、保育士等を対象として、児童福祉法施行規則第 6 条第 6 号から第 10 号まで及び同条第 13 号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（以下「指定講習会」という。）を実施する。
- 市町村の職員も受講可能であることから、指定講習会の内容には、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村子ども

家庭支援に関する内容を含めるよう努めること。

- 実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行うなどにより、調整機関職員の受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

【補助単価】

1 都道府県等当たり 695,000 円

② 児童福祉司任用後研修

- 都道府県等は、児童福祉司を対象として、法第 13 条第 8 項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助単価】

1 都道府県等当たり 3,063,000 円

③ 児童福祉司スーパーバイザー研修

- 都道府県等は、児童福祉司スーパーバイザー（法第 13 条第 5 項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司）を対象として、法第 13 条第 8 項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助単価】

自主開催する場合 : 1 都道府県等当たり 2,046,000 円

研修を委託する場合 : 1 都道府県等当たり 330,000 円

④ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修

- 都道府県等は、調整機関に配置される調整担当者を対象として、法第 25 条の 2 第 8 項に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。
- 児童相談所職員又は市町村職員等の専門性の向上を図るため、対象以外の者が受講することも可能であること。

【補助単価】

1 都道府県等当たり 2,959,000 円

⑤ 児童相談所長研修

- 都道府県等は、児童相談所長を対象として、法第 12 条の 3 第 3 項に

規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を実施する。

【補助単価】

自主開催する場合 : 1 都道府県等当たり 2,046,000 円

研修を委託する場合 : 1 都道府県等当たり 213,000 円

(2) 義務研修以外の研修等

① 医療機関従事者研修

- 都道府県等、中核市及び特別区は、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、地域の医療機関の医師、歯科医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象として児童虐待に関する研修を実施し、医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図る。
- 総合病院に限らず診療所や歯科診療所等に対しても研修を実施するとともに、研修を実施する際は、小児科に限らず、精神科等幅広い診療科の医師等を対象とする。

【補助単価】

1 都道府県等、中核市及び特別区当たり 550,000 円

② 虐待対応関係機関専門性強化事業

ア 協力体制整備

- 都道府県等は、地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等（以下「主任児童委員等」という。）の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象として、児童虐待等に関する専門研修を実施し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等を行う児童相談所及び市町村への協力体制の整備を促進する。
- 都道府県等又は市町村は、主任児童委員等が児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進する。
- 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備する。

【補助単価】

研修を実施した場合

: 1 都道府県等当たり 306,000 円

研修等への参加を促進した場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 306,000 円

イ 専門家の養成等

- 都道府県等は、地域における児童虐待の予防や早期発見・早期対応において重要な役割を担っている医師、保健師、社会福祉士等のソーシャルワーカー等の専門家の養成など実践的な研修を実施するとともに、専門的対応マニュアル・ガイドラインを作成し、関係機関に配布するなどの活用を図る。
- 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施する。

【補助単価】

1 都道府県等当たり 221,000 円

ウ 未成年後見制度研修

- 未成年後見人の対象となる法人等を対象として、未成年後見制度等の研修を実施する。

【補助単価】

1 都道府県等当たり 195,000 円

③ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業

- 都道府県等又は市町村は、(1)に掲げる研修等のほか、児童虐待に関する専門性を更に強化するため、児童福祉司、児童心理司、市町村子ども家庭支援担当職員等を対象として、新任時研修や現任研修等を企画し、実施する。
- 都道府県等又は市町村は、児童虐待に関する専門性を強化するための各種研修等((1)に掲げる研修を含む。)への参加を促進する。

【補助単価】

研修を企画し、実施する場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 891,000 円

研修等への参加を促進する場合

: 1 都道府県等及び市町村当たり 196,000 円

④ 研修専任コーディネーターの配置

- 研修等を円滑に実施する体制を整備するため、都道府県等は、児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修及び調整担当者研修等を実施する研修専任コーディネーターを配置する。
- 研修専任コーディネーターは、研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を実施するための事務全般を行う。

【補助単価】

1 都道府県等当たり 4,475,000 円

4 その他

このほか、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」にあるとおり、児童相談所における専門性強化の取組を促進するため、以下の対策を講じることとしている。

- ・平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。
- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あわせて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- ・専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。